
平成30年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成30年3月8日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成30年3月8日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第15 議案第15号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第16 議案第16号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第17 議案第17号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
(討論・採決)
- 日程第19 議案第19号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

- 日程第20 議案第20号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第21 議案第21号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）（討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第16号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第18号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第19号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）

日程第20 議案第20号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号) (討論・採決)

日程第21 議案第21号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算(第2号) (討論・採決)

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 平田 勝宏君
環境生活部長 …………… 佐々木義光君	久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君
大島総合支所長 …………… 古崎 敏雄君	東和総合支所長 …………… 山崎 実君
橘総合支所長 …………… 林 輝昭君	
会計管理者兼会計課長 ……………	木村 秀俊君
教育次長 …………… 永田 広幸君	病院事業局総務部長 …… 村岡 宏章君

総務課長 …………… 岡本 義雄君 財政課長 …………… 重富 孝雄君
政策企画課長 …………… 山本 勲君 税務課長 …………… 大下 崇生君
健康増進課長 …………… 中元 辰也君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。昨日の本会議に続きお疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成30年度周防大島町一般会計予算について補足説明をいたします。

予算書及び事項別明細書につきましては、一般会計と特別会計で別冊となっております。一般会計の予算書を御用意願います。

それでは、一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を137億2,000万円と定めております。対前年度比0.9%、1億2,000万円の減額予算となっております。

第2条、債務負担行為は、10ページの第2表のとおり、宇部市をはじめとする7市町による共同でクラウド整備を行う自治体共同クラウド推進事業に係る平成32年度から平成41年度までの限度額6億5,186万円及び各小中学校の延命化を図るための学校施設長寿命化計画策定業務委託事業に係る平成31年度の限度額428万7,000円を定めるものでございます。

第3条、地方債は、11ページの第3表のとおり、それぞれの事業実施にあたり起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、その限度額を17億390万円と定めるものであります。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を30億円と定めております。

第5条は歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の項間の流用と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、順を追って歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1 款町税の1 項町民税は、5 億2,500万8,000円を計上いたしました。前年度の調定見込を踏まえ、対前年度比924万7,000円の増額計上でございます。

2 項固定資産税は、平成30年度が評価替えとなっていることから、前年度比1,295万2,000円減の6億4,969万3,000円の計上でございます。

6 ページの3 項軽自動車税、4 項たばこ税、5 項入湯税につきましては、29年度の調定額を参考に積算し計上しておりますが、たばこ税につきましては、近年の健康志向等により610万円の減額と見込んでおります。

7 ページの2 款地方譲与税から、8 ページ8 款地方特例交付金までは、いずれも平成29年度の決算見込みと地方財政見通しをもとに試算し計上をしており、6 款地方消費税交付金につきましても、対前年度比3.8%、1,000万円の増額計上でございます。

9 ページ、9 款地方交付税は、対前年度比2.6%減の73億6,000万円を計上しております。

内訳は、普通交付税が合併算定替えの影響等により、前年度より2億円減の67億5,000万円、特別交付税は前年度と同額の6億1,000万円となっております。また、臨時財政対策債を含めた広義の地方交付税額は、対前年度比3.1%、2億5,000万円の減額となっております。

10 款交通安全対策特別交付金は、前年並みの300万円を計上いたしました。

11 款分担金及び負担金1 項分担金は、県営事業により久賀地区及び戸田地区の区画整理等を行う耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の分担金273万円の計上でございます。

2 項負担金は、老人保護措置費負担金として3,419万4,000円、児童福祉費負担金は保育料でございますが、保育所利用者負担金5,349万7,000円の計上が主なものでございます。なお、引き続き保育所への同時入所の2人目以降を無料とし、保護者の負担を軽減する取り組みを行っているところでございます。

10 ページの12 款使用料及び手数料のうち1 項使用料は、町営駐車場、斎場、市民農園、中小企業従業員住宅、星野哲郎記念館、公営住宅等々、町内各施設の使用料の計上でございますが、12 ページの商工使用料の陸奥記念館等入館料1,490万円の新規計上により、総額は前年度より1,444万6,000円増の1億7,947万8,000円となっております。

2 項手数料は、戸籍、住民票等の発行手数料、ごみ処理手数料等を合わせ2,597万8,000円の計上でございます。

15ページ、13款国庫支出金の1項国庫負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、また、福祉事務所関係経費の児童扶養手当負担金及び生活保護費負担金などの計上で、総額8億1,049万2,000円の計上でございます。

16ページの2項国庫補助金のうち1目総務費国庫補助金では、再編交付金1億4,730万円が主な計上となっております。

なお、当初予算案の概要36ページに、再編交付金充当事業を掲載しております。

2目民生費国庫補助金は、町任意の障害福祉サービスを行う地域生活支援事業補助金を障害者福祉費補助金に、放課後児童クラブ事業などの子ども・子育て支援交付金を児童福祉費補助金へそれぞれ計上しております。

17ページ、3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置補助に係る循環型社会形成推進交付金やがん検診総合支援事業補助金等を、4目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金4,910万円の計上でございます。

5目土木費国庫補助金は、日前橋補修事業や橋りょう点検業務のほか、道路橋りょうの改良事業に係る活力創出基盤整備交付金6,259万5,000円の計上でございます。

6目消防費国庫補助金は、三蒲、沖家室島の耐震性防火水槽を整備する消防防災施設整備費補助金538万6,000円でございます。

7目教育費国庫補助金は、防音事業関連維持費補助金のほか、就学奨励費補助金の計上が主なものでございます。

3項国庫委託金は、基礎年金等に係る事務委託金を計上しております。

18ページ、14款県支出金1項県負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金等、総額4億3,756万8,000円の計上でございます。

19ページ、2項県補助金のうち2目民生費県補助金では、福祉医療費補助金、国保負担軽減対策費助成事業補助金、子ども・子育て支援交付金が主なもので、総額9,299万円の計上でございます。

20ページの3目衛生費県補助金は、広域水道出資債元利補給金3,747万1,000円の計上が主なものでございます。総額4,370万7,000円となっております。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金事業補助金、新規就農者確保事業補助金、産地競争力強化対策事業補助金が、21ページ、水産業費補助金では、海岸保全施設整備事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金が主な計上で、総額1億4,994万1,000円の計上となっております。

5目商工費県補助金は、生活交通路線維持負担金への補助金及び広域消費生活センター運営等に係る山口県消費者行政推進事業費補助金の計上、6目消防費県補助金は、民間建築物耐震改修等推進事業費補助金の計上でございます。

7目教育費県補助金では、地域連携担当教職員や部活動の指導を補助するための新規事業の補助金として、部活動指導員配置事業補助金及び地域アシスタント事業補助金を新規に計上しております。

22ページ、3項県委託金の1目総務費県委託金につきましては、県税徴収事務委託金、住宅、土地統計調査に係る委託金の計上が主なものでございます。

23ページの5目商工費県委託金は、主に片添ヶ浜海浜公園の指定管理料として2,934万7,000円を計上しております。

6目土木費県委託金は、水門、樋門の管理委託金の計上が主なもの、24ページ、7目消防費県委託金は、防災センターの指定管理料2,704万円を計上いたしております。

15款財産収入では、財産運用収入として、土地及び建物の貸付収入、教員住宅家賃収入及び各基金の利子収入を計上しております。

また、26ページ、16款寄附金は、ふるさと寄附金1,900万円が主なものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金9,382万3,000円、減債基金1億1,611万4,000円、ちびっ子医療費助成事業基金2,186万2,000円、観光振興事業助成基金1,146万8,000円、福祉医療費一部負担金助成事業基金1,237万9,000円、ふるさと応援基金680万円、CATV加入促進事業基金200万円、外国語活動推進事業基金795万8,000円を、それぞれの基金条例の目的に応じ取り崩すこととしております。

また、地方創生につなげる取り組みに充当するため、町独自のまち・ひと・しごと創生基金を6,891万円、周防大島高等学校通学支援費給付基金に充てるための周防大島高等学校通学支援費給付基金650万円を取り崩すことといたしております。

さらに、医師不足を解消するため、再編交付金を財源として積み立て、病院事業局への繰出金の財源とするため、医師確保対策事業基金繰入金を新規に計上いたしております。

なお、各基金の平成30年度における基金残高見込みは、当初予算案の概要の8ページに掲載しております。

27ページ、18款繰越金は、前年度と同額1,000万円の計上でございます。

28ページ、19款諸収入3項貸付金元利収入は、中小企業勤労者小口資金貸付金、地域総合整備資金貸付金等の元利または元金収入の計上でございます。

29ページ、4項雑入では、学校給食収入4,753万5,000円、雑入において、福祉医療費高額払戻金、有害鳥獣捕獲分担金、ごみ収集袋売上代金、片添ヶ浜施設使用料、指定管理者町

納付金等が主なものでございますが、33ページ、平成30年度に開催予定の山口ゆめ花博の開催経費の助成金270万円を含む、総額1億8,085万5,000円の計上となっております。

34ページは20款町債でございます。海岸保全施設整備事業の水産業債、若者定住住宅建設事業や道の駅サザンセットとうわ改修事業等の過疎対策事業債、将来の町づくりのための合併地域振興基金への積み立てを含む合併特例事業債等に臨時財政対策債3億5,000万円を加え、総額17億390万円の計上で、前年度比3億5,890万円、26.7%の増となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。37ページをお開き願います。

1款1項1目議会費は総額9,408万3,000円の計上で、職員人件費並びに議員報酬、議会運営経費等が主なものでございます。

39ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、特別職、一般職62名分の給料、各種手当、共済費のほか、退職手当組合負担金等を合わせて6億4,659万円の計上でございます。

40ページの行政一般経費につきましては5,696万1,000円の計上でございますが、地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務216万円を新規に計上しております。また空き家対策といたしまして、空き家対策ローンの借り入れを行った場合の利子補給金についても計上いたしております。

42ページの契約監理一般経費では、契約・工事管理システムの運用経費が主なものでございます。

43ページ、2目文書広報費のうち文書広報事業費は、広報誌作成経費、情報公開関係経費及びワンテアマディスカッションに係るものが主なものでございますが、町勢要覧作成に関する経費及び広報用カメラの購入経費を新規に計上しております。

44ページ、情報通信施設管理経費は、防災行政無線の維持管理に係る経費が主なものでございます。

45ページ、地域情報通信基盤整備推進事業では、周防大島町の行政情報の制作や議会中継などを行なう、CATV情報チャンネル番組制作委託料及びCATV加入促進事業補助金等を計上しております。

46ページ、5目財産管理費財産管理一般経費は、公共施設及び公用車の保険料等の計上のほか、指定管理を行っている施設の協定に基づき町が行うべきものなど、町有財産の緊急に対応すべき修繕費として700万円、工事請負費500万円、備品購入費として300万円を引き続き一括して計上してございます。

47ページ、基金管理経費は、基金利息を積立金として基金に積み立てるものでございますが、

再編交付金を財源とした医療確保対策事業基金及び合併特例事業債を財源とした合併地域振興基金の積立金をそれぞれ新規に計上いたしております。

48ページ、6目企画費企画一般経費は、2,276万7,000円の計上でございます。ここでは、負担金、補助及び交付金において、引き続き定住促進対策事業補助金、周防大島高校を支援する会補助金、起業教育研究センター補助金及び移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金等を計上するとともに、イベントの共同開催や行政事務の広域処理の研究協議に取り組む、柳井地区広域行政連絡協議会、広島広域都市圏協議会の負担金を計上しております。

なお、50ページ、プロジェクト型課題解決研究補助金は、県内大学生の地元への定着を目指し、地域や自治体の課題解決を考えることを目的に新規の計上でございます。

ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金に係る事業を計上するもので、寄附金の受付からカタログの作成、印刷、寄附の受領証明書の作成や送付等を一括して外部に委託することとしており、ふるさと応援基金の活用につきましては、観光PRビデオ作成業務や五条の千本桜整備事業に充当する予定としております。

海域保全管理事業は、ニホンアワサング群生地周辺の海域の保全と資源活用のため、旧地蔵小学校跡地の整備や拠点施設整備に伴う構想、計画策定業務を新規に計上しております。

51ページ、企業誘致対策事業は、町内に企業を誘致することで、仕事や人の流れを創出し若年層の定住を促進しようとするもので、現在利用している旧和田小学校に関する経常経費261万3,000円の計上でございます。

52ページ、若者定住促進住宅用地整備事業は、移住者をはじめ若者が居住適地と考える住宅用地の造成整備、安価に提供することで若者定住を図ろうとするもので、平成30年度からの東和地区での用地貸付を予定しております。また、子育て定住促進住宅建設事業は、若者の定住を促進するため大島地区に若者向け住宅の建設を行うもので、1億3,733万3,000円の計上でございます。

7目支所及び出張所費では、1億1,350万2,000円を計上しており、各庁舎の維持管理のほか、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金により、防災減災対策をはじめ、地域住民からの要望に迅速に対応しようとするものでございます。また、各出張所経費には非常勤嘱託員報酬、施設の維持管理経費を計上しております。

60ページには、定住対策の一環として、空き家を町で一括借り上げして、移住者や町内外の若者へ住居の提供を行う空家有効活用事業に1,158万7,000円を計上しております。

61ページの8目電子計算費は、各庁舎を結ぶLANシステムの通信運搬費、電算システムの保守料及び借上料等の計上のほか、事務機器借上料の計上で、1億5,329万2,000円の計上となっております。

6 2 ページの 9 目地域振興費地域づくり推進事業は、自治会振興奨励金、地域づくり活動支援補助金、地域おこし協力隊経費のほか、集落支援員に係る経費を計上しておりますが、自治会振興奨励金について自治会からの要望もあり見直しを行っております。

6 4 ページの町人会経費は、各地区の町人会への参加経費でございます。

1 0 目交通安全対策費につきましては、交通安全に係る啓発経費、交通安全対策協議会、交通事故相談所、交通安全協会への負担金の計上でございます。

6 5 ページ、1 1 目諸費は 5 1 3 万 7, 0 0 0 円の計上ですが、県市町総合事務組合をはじめとする各種団体への負担金が主なものでございます。

6 6 ページから 2 項徴税费でございます。

6 7 ページ、1 目税務総務費の税務一般経費は 1, 3 2 3 万 1, 0 0 0 円の計上でございますが、地籍図等とのマッチアップ等、税務関連業務に利用するため、広島広域都市圏で実施する航空写真撮影に係る負担金 6 4 6 万 3, 0 0 0 円を新規に計上しております。

6 8 ページ、2 目賦課徴収費は、納税通知書の印刷経費及び郵送経費のほか、滞納整理に係る経費の計上が主なものでございます。

6 9 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費につきましては、戸籍総合システム等の保守並びに借上料の計上でございますが、住民サービスの向上等を考慮し、現在、紙ベースの平成改製原附票を電子化するための経費及び戸籍の異動入力を外部委託する経費を新規に計上しております。

7 1 ページ、4 項選挙費でございます。1 目選挙管理委員会経費は、選挙管理委員の報酬等の計上となっております。

5 項統計調査費は、住宅・土地統計調査や工業統計調査等の経費 4 1 5 万 9, 0 0 0 円の計上でございます。

7 2 ページ、6 項監査委員費は、監査委員報酬のほか、1 0 6 万 1, 0 0 0 円の計上でございます。

続きまして 7 3 ページ、3 款民生費でございます。

まず 1 項社会福祉費でございます。1 目社会福祉総務費におきまして、社会福祉総務一般経費では、主に 7 4 ページ、町社会福祉協議会への補助金 4, 3 8 2 万 9, 0 0 0 円を含む 5, 4 2 5 万 8, 0 0 0 円を計上いたしました。

7 5 ページ、民生委員児童委員会経費は、民生委員児童委員の活動費として 1, 5 5 3 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

福祉医療事業は 1 億 3, 3 1 0 万 5, 0 0 0 円の計上ですが、福祉医療費一部負担金助成事業基金を充当しての予算計上でございます。

ちびっ子医療費助成事業は1,615万円を計上いたしておりますが、小学生以下の全ての子供の医療費を無料化するものでございます。

また76ページ、中学生医療費助成事業は、ちびっ子医療費助成事業の対象を拡充し、中学生までを対象として医療費の無料化を行うもので、636万2,000円の計上でございます。

福祉センター運営経費は、久賀福祉センターの管理運営経費630万3,000円の計上となっております。

78ページ、社会福祉施設整備事業経費は、施設の借地料313万5,000円の計上でございます。

生活困窮者自立支援事業は、主に生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員を配置する経費を計上しております。

80ページの2目障害福祉費の障害福祉一般経費につきましては、町外の就労訓練事業所へ通うために要する交通費を助成する障害者就労訓練施設通所交通費助成事業が主なものでございます。

障害者地域生活支援事業は1,509万5,000円を計上し、障害者への訪問入浴サービス事業、障害者相談支援事業、移動支援事業等の委託、また、日常生活用具給付事業、自動車運転免許取得費助成事業として扶助するものでございます。

82ページ、障害者自立支援給付費事業は4億3,604万3,000円の計上でございますが、負担金、補助及び交付金において、障害者に対する在宅でのサービスや施設への入所、通所に要する介護給付費・訓練等給付費の4億1,671万8,000円が主なものとなっております。

障害者区分認定等事業は、介護保険と同様に障害者もその程度を認定する経費として、審査会委員の報酬等の計上でございます。

83ページ、更生医療事業は1,661万円の計上、特別障害者手当等給付事業は福祉事務所設置に伴うもので、特別障害者手当及び障害児福祉手当542万5,000円を扶助費として計上しております。

また、障害児施設給付費事業は障害児通所給付費が主なもので、2,167万2,000円の計上となっております。

85ページ、3目老人福祉費老人福祉一般経費は、はり・きゅう等施術助成事業、ねたきり老人等紙おむつ助成事業の扶助費が主なもので、1,039万円の計上でございます。

86ページの老人福祉事業は、高齢者生活福祉センターしらとり苑及び和田苑の指定管理料、及び養護老人ホームの入所に対する老人保護措置費を計上いたしております。

敬老会事業は、高齢者を対象に実施いたします敬老会の経費の計上でございます。

介護予防・地域支え合い事業（補助）につきましては、単位老人クラブへの補助金及び老人ク

ラブ連合会が実施する健康づくり事業等、老人クラブへの補助金でございます。

また、87ページの介護予防・地域支え合い事業（単独）は、町が単独事業として取り組む事業に係る予算1,152万1,000円の計上でございますが、食の自立支援事業、緊急通報システム事業、老人クラブに対する高齢者の地域活動等事業補助を実施するものとなっております。

県後期高齢者医療広域連合事業は、前年度比868万円減の4億1,208万2,000円を計上しており、医療給付費の一部を負担する後期高齢者療養給付費等負担金は4億1,032万円の計上でございます。

88ページ、4目国民年金費国民年金一般経費は、国民年金法に基づく処理結果一覧等の電子媒体化に係るシステム改修費137万2,000円を計上し、国民年金の受付業務等を行うものでございます。

5目介護保険対策費介護保険対策事業では、制度改正に伴うシステム改修経費1,068万8,000円を計上しております。

89ページ、介護予防一般経費は、公用車管理経費及び周防大島町認知症を支える会補助金がその主なものでございます。

また、周防大島版CCRCネットワーク推進事業は、空き家の有効活用や医療介護サービス、雇用の継続等、地域課題の解決に向けて策定したCCRC構想の実現に向けての経費を計上しております。

90ページの2項児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費のうち児童福祉総務一般経費では、各保育所、月2回程度の開催を予定しております保育所英語講師派遣事業として、講師への報償費等が主な計上でございます。

92ページの児童福祉事業は、町内児童クラブの運営委託料、子育て支援センターを運営委託する地域子育て支援拠点事業委託料及び母親クラブへの助成金の計上となっております。

児童公園等管理経費は、福祉課が所管しております児童公園等の維持管理経費の計上でございます。

児童館運営経費は、久賀福祉センター2階に設置しております児童館に関する経費462万7,000円の計上でございます。

93ページ、家庭児童相談援助事業は福祉事務所の設置に伴う事業で、家庭児童相談室に配置する家庭相談員に要する経費が主なものでございます。

94ページ、2目児童措置費の児童手当事業は、児童手当の給付に要する事務費と給付費、合わせて1億2,271万円の計上でございますが、給付額はこれまでどおり、3歳未満児には月額1万5,000円、3歳以上小学校終了前までは月額1万円で第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円、所得制限以上世帯は月額5,000円となっております。

3目母子福祉費は福祉事務所の設置に伴う事業で、4,949万8,000円の計上となっております。

児童扶養手当事業はひとり親世帯等の養育支援で、児童扶養手当の扶助費4,414万3,000円が主なものでございます。

95ページ、母子家庭等自立支援給付金事業は、母子家庭等の自立のための就業支援を行うもので、扶助費140万円の計上でございます。

母子・父子自立支援相談事業は、母子・父子自立支援に係る相談事業を実施するもので、母子・父子自立支援員への報酬が主なものとなっております。

また、96ページ、母子生活支援施設措置委託事業は、心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設へ入所措置をとった場合の施設への支弁経費の計上でございます。

4目保育所費は、町内2カ所の町立保育所の運営費として、人件費を含め1億529万5,000円の計上でございます。

なお、97ページ、日良居保育所運営経費につきましては、指定管理制度により運営をしており、指定管理料4,782万2,000円を計上しております。

98ページ、5目保育所運営費は、私立保育所運営委託料、障害児保育事業、延長保育促進事業、保育士等の研修を支援する子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の各補助金の計上で、総額4億560万6,000円でございます。

3項生活保護費は、福祉事務所設置に伴う事業の計上でございます。

1目生活保護総務費では、生活保護等関係事務に要する職員人件費4,320万5,000円、99ページ、事務経費として生活保護総務一般経費466万4,000円を計上しており、嘱託医への報酬、システムの保守管理業務委託料が主なものでございます。

100ページ、2目扶助費は、生活保護費関係の扶助費3億7,907万円の計上で、前年度比3,108万5,000円の減額計上となっております。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費になります。

1目保健衛生総務費のうち、101ページ、保健総務一般経費は1,126万6,000円の計上ですが、引き続き、「ちよび塩でおいしく、運動・活動で元気に！」をキャッチフレーズに、減塩と運動に重点を置き取り組む健康増進計画推進事業経費についても、この事業において計上しております。

103ページの母子保健事業は1,223万4,000円を計上し、妊婦一般健診等の健診事業に加え、就学前児童の言語理解力や社会性などの確認を通じて、集団行動や社会生活の中での支障となる発達の偏りを発見し育児支援を行おうとする5歳児発達健診や相談事業、特定不妊治療費助成金につきましても引き続き実施することとしております。

104ページの救急医療体制事業は1,591万7,000円を計上し、町内の一次救急である休日医療体制及び二次救急である柳井広域圏の救急医療体制の確立を図るものでございます。救急告示病院である周東総合病院への運営費負担金や、近年の産科医療の厳しい環境の中で、医療機関において適切に対応できる環境を確保するための周産期医療支援事業及び産科医確保支援事業の補助金、及び周産期医師確保支援事業補助金を計上しております。

また、105ページ、しまとびあスカイセンター管理経費は、施設を管理するための経費410万9,000円の計上でございます。

106ページ、日良居庁舎管理経費は庁舎の維持管理に係る経費で、572万1,000円を計上するものでございます。

2目予防費の健康増進事業は357万8,000円を計上し、要保護者の健康診査、節目検診としての骨粗しょう症や肝炎ウイルス健診を実施する経費の計上でございます。また、40歳から69歳の住民の方々を対象とした食塩調査のための尿検査経費を新規に計上いたしております。

107ページ、検診事業は2,223万の計上でございます。

がん検診や脳ドック検診の経費を計上しており、子宮がん検診では受診率を高めるため、20歳以上の方の個別検診を実施することとしております。また、簡易脳ドック検診は町独自の取り組みで、40歳から60歳までの5歳刻みの節目到達者を対象に受診料を助成し、脳梗塞をはじめとする脳疾患の早期発見を目指すものでございます。

予防接種事業では3,890万2,000円を計上し、小児に対する四種混合、日本脳炎などのほか、高齢者のインフルエンザ、65歳から5歳ごとの節目を対象とする成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種、さらに、成人への風しん予防接種についても計上しているところでございます。

また、子育て支援任意予防接種事業といたしまして、乳幼児が受ける予防接種の中で、任意の予防接種のため公費助成がされていない、ロタウイルス、おたふくかぜの予防接種について、費用の半分を助成することとしております。

108ページ、3目環境衛生総務費環境衛生総務一般経費は712万9,000円の計上でございますが、老朽化に伴う家房公衆トイレの設計業務及び山口県がターミナルを建設することに伴う伊保田港公衆トイレ解体工事の新規計上を行っております。

110ページ、水道対策事業は柳井地域広域水道企業団への補助金及び出資金の計上で、前年度から414万4,000円減額の228万6,000円の計上でございます。

合併浄化槽設置事業におきましては、下水道等処理区域との格差是正及び汚水処理人口普及率の増大を目的として、町単独の嵩上げ補助を行うこととしております。

111ページ、4目火葬場費火葬場等管理経費は4,170万円を計上し、町内の斎場の管理運営を行うものでございますが、ふぐあいの発生しております大島斎場の火葬炉制御盤の更新及

び老朽化に伴う橋斎場火葬炉設備の入れ替え工事設計業務につきまして、新規に計上しております。

114ページからは、2項清掃費でございます。

1目清掃総務費久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎の維持管理経費392万8,000円を計上しております。

115ページ、2目じん芥処理費のうちじん芥処理経費は、主に廃棄物収集のための経費といたしまして8,636万2,000円の計上でございますが、老朽化に伴うじん芥車購入経費を新規に計上しております。

116ページ、じん芥処理施設管理経費は、清掃センターの維持管理経費として1億7,494万8,000円の計上ですが、施設の長寿命化を図るため修繕費5,529万4,000円、施設の運転管理の委託料4,726万6,000円、また、築20年を経過した電気計装設備についてデジタル化を図り、運転機能を向上させるための改修経費2,838万3,000円を新規に計上しております。

117ページの不燃物処理施設管理経費は、環境センターの維持管理を行うため4,552万4,000円を計上しております。

119ページの3目し尿処理費し尿処理経費は、情島、前島、笠佐島のそれぞれ離島におけるし尿処理施設維持管理等の経費を計上しております。

120ページ、し尿処理施設管理経費の9,754万4,000円は、衛生センターの維持管理経費でございます。

清掃センターと同様に、施設の運転管理の外部委託により効率的な運用を図ることとしており、施設の延命化を図るため修繕費1,756万6,000円を計上しております。また、工事請負費1,580万1,000円は、沈殿槽内部装置の更新を行うものでございます。

次に、5款農林水産業費でございます。

121ページ、1項農業費1目農業委員会費農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化委員の報酬及び委員会の運営経費でございますが、農業委員会改革の一環として新規に活動実績や成果実績に応じた交付金を、また、農地法改正による農地情報システム用突合CSV作成経費を新規に計上するものでございます。

124ページの3目農業振興費の農業振興対策一般経費は、主にルーラルオレンジフェスタ事業負担金、生改連協議会補助金の計上でございますが、5年に一度の農業振興地域整備計画策定業務792万6,000円を新規に計上いたしております。

125ページの担い手総合支援事業は、2,891万2,000円の計上でございます。

委託料の大島農業担い手就農支援事業は、かんきつ主体の新規就農希望者の研修支援といたし

まして、JA山口大島等の業務の中で就農に向けた研修を行おうとするもので、2名分240万円の計上でございます。

負担金、補助及び交付金においては、担い手育成総合支援協議会への交付金のほか、2,651万2,000円を計上し、新規就農者の支援を行うものでございます。

新規就農者確保事業（営農開始型）では、経営安定のため月額12万5,000円、夫婦型18万7,500円を給付し、また、就農準備型対象者研修の対応のため、指導農家についても補助を行う経費を、法人が新規就農者に対して必要なノウハウ等を習得させるための取り組みへの定着支援給付金についてもここで計上しております。

特産対策事業では3,703万1,000円を計上し、主に本町の基幹産業であるかんきつ栽培等を支援することとしており、病虫害発生防止のための伐採や薬剤の助成、また、栽培管理施設整備等を行う産地競争力強化対策事業を引き続き実施する予定でございます。

126ページ、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金は、イノシシの被害対策として設置する防護柵等の購入費を助成するものでございます。

また、産地競争力強化対策事業補助金により、ハウス施設導入に取り組む農業者の負担を軽減するハウス施設導入モデル支援事業補助金も引き続き実施することとしております。

また、大島かんきつ産地継承夢プランの実現に向け、ゆめほっぺなどの高品質果実の安定生産を図るため、タイバックマルチ・排水対策事業補助金、ゆめほっぺ比率向上対策事業補助金も計上しております。

127ページ、中山間地域等直接支払事業は1,129万3,000円の計上で、農地の多面的機能の確保のため、31地区の集落協定地区を対象にした予算計上でございます。

橘地区農産物加工センター管理運営経費から129ページの大島地区農産物加工センター管理運営経費までは、各農産物加工施設の維持管理経費でございます。

農園施設管理経費は、市民農園施設であるガルデンヴィラ大島やクカインガルデンの維持管理経費でございます。

130ページ、耕作放棄地解消支援事業は、県営耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の組織づくり等、事業推進に要する久賀及び戸田地区の事務的な経費の計上でございます。

農地中間管理機構事業は、農業の担い手の経営規模拡大や農用地の集積・集約化、新たな農業経営参入を効率的に促進するため、県において設置される農地中間管理機構の業務の一部を受託するものでございます。

4目畜産業費は、東部地区家畜診療所運営への負担金が主なものでございます。

131ページ、5目農地費の農地一般管理経費は1,178万2,000円の計上ですが、132ページ、地域からの要望に対応する工事請負費560万円が主なものでございます。

133ページの排水施設管理事業は、農林課が所管する排水施設の管理経費の計上でございます。

単県農山漁村整備事業は、日良居地区の土地改良事業等の計画的な推進に必要な地形図を作成する経費を新規に計上するものでございます。

県営農業基盤整備事業は、農道保全対策事業、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業として、県が行う事業の負担金を計上するもので、総額6,515万円となっております。

広域農道管理事業299万4,000円は、県から移譲を受けた広域営農団地農道の維持管理経費の計上で、主にはトンネルに係る設備の維持管理経費でございます。

134ページ、多面的機能支払事業は、農業や農村が有する水源涵養などの多面的な機能の維持・発揮に努める地域の協働活動を支援する事業で、207万8,000円の計上でございます。

6目水田営農費は、経営所得安定対策推進事業として69万6,000円の計上で、主に現地確認等に要する経費及び周防大島地域農業再生協議会に対する事務費の補助金を計上するものでございます。

135ページ、7目農村環境改善センター費は、蒲野、沖浦、油田、白木の各農村環境改善センターの管理経費で、2,301万円の計上でございますが、沖浦センター管理運営経費において、老朽化に伴うキュービクルの取替経費540万円を新規に計上いたしております。

139ページ、2項林業費1目林業総務費では、林業総務一般経費において、遊歩道の整備や伐採等を行う自然公園環境整備業務や竹林活用のモデルとなる整備を支援するモデル竹林整備事業補助金を計上しております。

140ページ、有害鳥獣捕獲事業におきましては、タヌキ、イノシシ等の有害鳥獣を捕獲するための委託料1,043万円、有害鳥獣パトロール隊による定期的にパトロールをする関連経費、また、モデル的に地元合意が得られた出井地区へのワイヤーメッシュ柵等に必用な工事材料費を新規に計上し、総額2,232万円となっているところでございます。

142ページからは3項水産業費となります。

1目水産業総務費水産総務一般経費は、県内海東部栽培漁業協会や県漁港漁場協会への負担金が主なものとなっております。

143ページ、2目水産業振興費水産振興対策事業は、4,457万9,000円の計上でございます。

ナルトビエイの有害生物駆除事業委託料は109万1,000円の計上のほか、負担金、補助及び交付金では、県漁協安下支店の生けす新設工事や県漁協東和町支店の種苗育成施設新設工事等による漁業経営構造改善事業補助金699万7,000円、漁業担い手育成支援のためのニューフィッシャー確保育成推進事業補助金1,378万8,000円を計上しているところでござ

います。

144ページ、単県農山漁村整備事業（水産振興）では142万円の計上、たこ産卵施設の設置を行うものでございます。

種苗放流育成事業は1,078万7,000円を計上し、種苗放流に係る種苗購入経費等を漁協へ補助金交付するものでございます。

145ページ、漁具倉庫管理経費は、漁具倉庫の維持管理に要する経費53万3,000円を計上しております。

漁場清掃事業は、漁業活動中に海底や海浜から収集したごみの運搬処理を行う経費125万2,000円の計上、漁礁設置事業は油田地区を予定しております。

146ページ、3目漁港管理費は2億1,383万4,000円を計上し、町内各漁港施設の維持管理を行うものでございます。

委託料においては、機能保全事業における浮島漁港の計画策定業務369万9,000円を計上しております。

漁港施設の補修、改良のための工事請負費につきましては、再編交付金による陸開整備工事1,500万円、機能保全計画に基づく改修工事費1億2,000万円を含む、1億9,817万2,000円を計上しております。

147ページ、4目海岸保全事業費は、人件費も含め1億1,564万5,000円を計上し、外入地区、和田地区、小泊地区の離岸堤等の新設改良を実施するものでございます。

また、海岸堤防等老朽化対策事業として、海岸保全施設長寿命化計画の策定に取り組んでおり、その委託料として4,950万円を計上しております。

○議長（荒川 政義君） 部長、休憩します。暫時休憩します。

午前10時21分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 引き続きまして、149ページから、6款商工費でございます。

1項商工費1目商工総務費商工総務一般経費では、柳井圏域1市4町が共同して相談窓口を設置する広域消費生活センター負担金等を計上しております。

150ページ、2目商工業振興費商工振興事業は、周防大島町商工会への商工振興事業補助金946万円、商工業者に対する利子補給等の補助金や資金貸付金が主なものでございます。

151ページ、交通対策事業は、主に、負担金、補助及び交付金の生活交通路線維持負担金

1,721万6,000円の計上でございます。

152ページ、廃止バス路線代替運行事業は691万3,000円の計上ですが、奥畑線に係る生活バス路線対策補助金の計上が主なものでございます。

離島交通対策経費は、笠佐航路の運航経費で、947万3,000円を計上しておりますが、老朽化に伴う小松港や小松開作港の浮棧橋改修工事や渡船待合所の新設工事を新規に計上しております。

154ページ、ウインドパーク管理運営経費は759万9,000円を計上し、ウインドパークの管理運営を行うものでございます。

155ページの竜崎温泉管理運営経費は4,107万6,000円の計上でございますが、指定管理の委託料1,328万4,000円がその主なものでございます。

ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は、1,955万8,000円の計上でございます。指定管理料1,641万円に加え、水道の加圧ポンプ改修工事費を新規に計上しております。

156ページの中小企業従業員住宅管理経費は、修繕費に95万5,000円を計上し、ふぐあいのある浄化槽ふた枠の交換等を予定しております。

157ページ、陸奥記念館等管理運営経費においてなぎさ水族館壁面看板取付工事等を、また、総合交流ターミナル管理運営経費においては、道の駅サザンセトとうわ増築事業1億3,453万6,000円をそれぞれ新規に計上いたしております。

160ページ、3目観光費のうち観光一般経費は、4,777万9,000円の計上でございます。広告料において、周防大島の魅力を発信する広島送客誘発型広報事業を、負担金、補助及び交付金では、町観光協会補助金、観光振興事業補助金やサザンセト・ロングライド負担金を計上しているところでございます。

また、片添ヶ浜源泉水中ポンプの取替工事等を新規に計上しております。

162ページの体験交流型観光推進事業は、464万8,000円の予算計上でございます。体験型修学旅行の誘致など、体験交流型観光を推進するものですが、平成30年度は、今現在、26校の受け入れを予定しております。

公園等管理経費につきましては、ビー玉海岸や屋代ダム公園等の管理経費のほか、町が県から指定管理者として指定されております片添ヶ浜海浜公園について、一般社団法人東和ふるさとセンターへ再委託する委託料等を計上しております。

また、五条千本桜の雑木を伐採し整備を行う工事や沖家室島にオートキャンプ場を整備するための調査、基本設計業務を新規に計上いたしております。

165ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、維持管理経費として2,296万1,000円の計上となっておりますが、近年、修繕が増えている星野劇場ビデオプロジェクターの改修工事

費を新規に計上しております。

166ページから、7款土木費となります。

1項土木管理費1目土木総務費の土木総務一般経費は、関係する各種団体への負担金の計上が主なものでございます。

続いて、168ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、町道維持管理に係る賃金、測量設計委託料、工事請負費、工事原材料費等のほか、道路拡幅のための土地購入費や物件補償費を計上しております。

なお、工事請負費は6,200万円を計上し、住民生活に密着した生活道等の整備にあたるものでございます。

また、169ページ、街灯管理事業では、電気料のほか街灯の補修や新設の経費もあわせて計上しております。

2目道路新設改良費の道路新設改良事業におきましては、道路新設改良のための委託料、工事請負費、公有財産購入費及び、補償、補填及び賠償金等、前年度比865万2,000円減の総額1億2,460万円の計上でございます。

引き続き、中村流線道路改良事業の計上、橋りょうにおいては、日前橋や町長橋の改修工事、土居橋のほか2橋りょうの補修調査設計に取り組むこととしております。また、再編交付金を活用した、三蒲地区の町道明神松水福線の測量設計も計上しているところでございます。

170ページ、県事業負担金（道路等）はでございますが、橘東和線のほか、道路改良に係る負担金として95万円を計上しております。

3項河川費では、1目河川管理費河川施設管理経費に379万8,000円を計上いたしておりますが、水門、陸閘の管理経費が主なものでございます。

また、2目河川建設費の河川整備事業は1,264万円の計上でございますが、河川の改修や浚渫、支障木伐採等の工事請負費が主なものとなっております。

171ページ、県事業負担金（河川）では、自然災害防止事業、急傾斜地崩壊対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業の県事業負担金として、1,265万円の計上でございます。

4項港湾費のうち1目港湾管理費は、各港湾の樋門、ポンプの管理委託料が主なもので、962万2,000円の計上でございます。

172ページ、2目港湾建設費県事業負担金（港湾）は、港整備交付金事業等の県事業負担金として、前年度比2,417万5,000円減の6,222万5,000円を計上しております。

5項都市計画費1目都市計画総務費は、173ページ、山口県の明治150年プロジェクト、やまぐち未来維新の中核イベントとして開催されます山口ゆめ花博の開催経費367万1,000円の新規計上が主なものでございます。

次に、174ページ、6項住宅費でございます。

1目住宅管理費公営住宅一般管理経費は、公営住宅の維持管理のための経費の計上で、3,629万3,000円を計上しておりますが、175ページ、工事請負費において、西ヶ原住宅や折井住宅の外壁改修、赤松住宅の解体等を行うものでございます。

続いて、175ページ、8款消防費でございます。

1項消防費1目常備消防経費は、柳井地区広域消防組合への負担金、3億1,521万3,000円の計上でございます。

2目非常備消防費は、前年度比181万5,000円増の1億53万4,000円の計上でございますが、平成30年度においては防災訓練を町全体で実施する予定としております。

また、177ページ、備品購入費として消防庁からの指示により全市町村にて実施いたします全国瞬時警報システム（J—ALERT）の新型受信機の更新経費も新規に計上しております。

178ページの3目消防施設費は4,655万9,000円の計上でございますが、耐震性防火水槽設置について、三蒲地区及び沖家室島地区の工事請負費や、東和地区及び棕野地区の測量設計が主なものとなっております。

4目災害対策費のうち災害対策費は、2,426万4,000円の計上でございます。

179ページ、木造住宅耐震診断の委託料147万5,000円や自主防災組織の充実を図るため自主防災組織等防災訓練補助金90万円、耐震改修の補助金320万円、及び自主防災組織防災資機材整備補助金200万円を計上しております。

また、備品購入費においては、水道管の漏水や災害時における断水に対応するため、タンク容量2,000リットルの給水自動車の購入経費を新規に計上しております。

防災センター運営費は、県からの指定管理を受け大島防災センターの管理運営を行うものであり、2,731万1,000円を計上しております。

182ページからは、9款教育費でございます。

1項教育総務費2目事務局費のうち、183ページ、教育総務経費において2,600万1,000円を計上しております。

184ページ、負担金、補助及び交付金の語学留学支援金は、高校生の語学留学を実施し参加者の支援を行い、周防大島高等学校通学支援費給付金は、周防大島高校に在学する生徒の通学費の一部を支援し学校の魅力化を図るものでございます。

また、各小中学校の延命化を図るための学校施設長寿命化計画策定業務を新規に計上いたしております。

185ページ、教職員住宅管理経費では、平野教職員住宅の浴室及びトイレの改修経費を計上しております。

学校教育経費においては6,087万6,000円の予算計上でございますが、生活指導等が必要な児童生徒に支援を行うため、町内13校に21名を配置する特別支援教育支援員や、不登校児童生徒を受け入れ、登校に向けた支援を行うための適応指導教室支援員の賃金を計上しております。

また、平成30年度は、やまぐち型地域連携教育を推進するため、報償費において、地域連携担当職員の業務を補助する地域連携アシスタント及び技術指導が困難な運動部活動等に対し、専門的な指導や大会への引率等を行う部活動指導員の配置に関する経費を新規に計上しております。

187ページ、学校統合推進経費は、統合後の中学校が魅力のある学校となるよう検討・協議を行うため、中学校魅力検討委員会の開催経費及び、仮称ではございますが、周防大島中学校の校舎の新增築に関する基本設計業務を新規に計上いたしております。

検定支援事業は、町内に通う小学5年生から中学3年生を対象に、基礎的、基本的学習内容の定着や学ぶ意欲や向上心を育てるため、引き続き、漢字、数学、英語の検定試験料を年1回、全額助成するものでございます。

外国青年英語指導事業は、主にALT2名による英語指導事業に係る経費の計上でございますが、小学生のイングリッシュキャンプや小学校への英語講師派遣を実施することとして、講師への報償費を、また、小学校が学校教育の中で英語教育に取り組むグローバル教育推進事業補助金について計上し、引き続き実施するものでございます。

次に、188ページ、2項小学校費でございます。

1目学校管理費の小学校管理事務局経費は、町内10小学校の光熱水費、電話料等の通信運搬費、学校警備等の委託料、借地料などの計上でございますが、新規に沖浦小学校の空調設置経費として、委託料において工事監理業務等を、また、189ページ、工事請負費において電気設備や建築、機械設備に関する経費を計上しているところでございます。

次に、小学校事務局経費は、学校医報酬、各種検診等で625万円の計上でございます。

190ページ、スクールバス管理運営経費は、スクールバスの管理運営をするための経費7,390万6,000円の計上でございますが、備品購入費等において、児童生徒の安全を考慮し白木線スクールバス2台の更新経費を新規に計上しているところでございます。

久賀小学校経費から198ページの安下庄小学校経費までは、10小学校の運営に係る学校用務員の賃金、軽微な修繕費等の計上でございます。

2目教育振興費小学校教育振興一般経費では、小学校の就学援助費等でございますが、入学に間に合うように平成30年度当初予算から次年度分の入学準備金を計上いたしております。

久賀小学校教育振興経費から204ページの安下庄小学校教育振興経費は、各小学校の教材備品購入等に係る経費の計上でございます。

3項は、中学校費でございます。

1目学校管理費中学校管理事務局経費は2,504万4,000円を計上しており、光熱水費、借地料等の管理経費でございます。

205ページ、中学校事務局経費は学校医の報酬、各種検診、遠距離通学補助が主なものでございます。

206ページの久賀中学校経費から209ページの安下庄中学校経費までは、町内4中学校の管理費の計上でございます。

2目教育振興費中学校教育振興一般経費は、1,038万5,000円の計上となっております。県体等派遣補助金、中高一貫教育補助金、就学援助費等の計上でございますが、小学校教育振興一般経費と同様に、次年度分の入学準備金を計上いたしております。

久賀中学校教育振興経費から212ページの安下庄中学校教育振興経費までは、各中学校の教育振興経費で、教材備品購入経費等を計上しております。

次に、4項社会教育費でございます。

213ページ、1目社会教育総務費社会教育振興経費では、社会教育課及び各公民館で雇用する臨時職員の賃金730万9,000円、スポーツ、文化等の全国大会への参加者を激励するための報償費50万円の計上でございます。

214ページの青少年健全育成事業では、学校、家庭、地域の連携協力推進を行う学校支援地域本部事業委託料や成人式の開催経費、子ども会育成連絡協議会補助金、町内小学校の6年生を対象に実施する洋上セミナーの補助金などを計上しております。

215ページのふるさと文化推進事業では、文化的な活動により、地域の活性化を図る事業を公募選定し活動支援する、周防大島町文化振興事業補助金を計上しております。

217ページから、2目公民館費は、久賀、棕野、大島、東和、橘、日良居の各公民館及びかんころ楽園の管理運営経費を計上し、生涯学習の推進を図るものでございます。

221ページ、3目図書館費では、各図書館の運営経費、図書購入費を計上しております。

224ページ、4目文化財保護費は文化財保護活動に係る経費の計上でございますが、史跡整備事業として沖家室島御舟倉跡地の整備や、12月補正予算において社会教育費寄附金を積み立てた、まち・ひと・しごと創生基金を活用した服部屋敷土蔵修理や屋敷前の舗装工事経費について、新規計上いたしております。

225ページ、5目社会教育施設費は、大島文化センターのほか、町内の各種社会教育施設の管理運営経費として9,661万8,000円の計上でございます。

226ページ、東和総合センター管理運営経費では、空調設備改修のため監理業務等委託料147万1,000円及び工事請負費2,951万4,000円を計上しております。

229ページ、日本ハワイ移民資料館管理運営経費では、現在、別々のシステムで検索を行っている、官約移民2万9,000件と私約移民10万6,000件を統合するためのハワイ移民渡航者名簿システム統合・改修事業を新規に計上しております。

また、231ページ、歴史民俗資料館管理運営経費では、各資料館の管理に必要な経費を計上しております。

次に、5項保健体育費でございます。

232ページ、1目保健体育総務費保健体育一般経費では、スポーツ推進委員報酬等の計上のほか、233ページ、郡体育協会補助金1,001万8,000円、大島一周駅伝等のイベントを支援する観光振興事業補助金603万8,000円を引き続き計上しているところでございます。

2目体育施設管理費は、各種体育施設の管理運営経費の計上でございます。

236ページ、総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、指定管理料1,683万円の計上のほか、現在、雨漏りが発生している総合体育館屋根の防水改修経費3,323万3,000円や、12月補正予算において社会教育費寄附金を積み立てた、まち・ひと・しごと創生基金を活用した陸上競技場本部棟外壁塗装工事費130万円を新規に計上しております。

237ページ、3目学校給食費は、町内4カ所の学校給食センターの管理運営経費1億1,876万円の計上でございます。

なお、町内4カ所の学校給食センターにつきましては、全て外部委託による調理、配送業務を行なっているところでございます。

241ページの10款災害復旧費は、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、それぞれ2万円の計上でございます。

242ページ、11款公債費では、町債の償還元金17億2,546万7,000円及び利子1億6,139万7,000円に、一時借入金利子として10万円を見込み、合わせて18億8,696万4,000円の計上でございます。対前年度比1億596万1,000円、5.3%の減となっております。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金では、説明欄にありますとおり、国民健康保険事業特別会計から水道事業企業会計まで、各特別会計への繰出金として30億4,286万8,000円を計上しております。

243ページの予備費では、3,000万円を計上しております。

245ページからは、給与費明細書であります。

253ページからは地方債に関する調書、254ページからは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計予算についての補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑につきましては、歳入と歳出を分けて、それぞれ一括質疑で行います。

なお、質疑につきましては、ページの御指示をお願いいたします。

まず、歳入について質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ページ数ということではないんですが、社会保障費の自然増と言われているものがあって、これは中身としては、例えば高齢化人口が増えることによって、それに伴った国家の予算が増えていくということなどが上げられていますが、今、政府は、今の内閣で、6年連続で社会保障の自然増というものの削減を行ってきています。しかし、高齢者が増えれば、それに伴って財源が、予算が必要になってくるのは当然だとは思いますが、特にこうした、高齢者に伴った当然の予算が減らされると、周防大島町のように高齢化率が高い町村にとっては、とても財源が、そうでなくても乏しいと言われている中で、さらに財源が少なくなっているんじゃないかという危惧があります。

この社会保障費の自然増の削減によって、周防大島町にどのような影響が出てくる。こととして6年目ですから、過去5年間でどういうふうに出ているのか、あるいは平成30年度でどういうふうには社会保障の自然増の減額が予算にあらわれてくるのか、先ほど伺いましたら、生活保護費のところでも出るんじゃないかという話も伺いましたが、ほかのところも含めて具体的にどういふところに出てくるのか、その金額、影響額がわかりましたら、その金額も含めてお伺いをしたいと思います。

生活保護費については、この10月から3年かけて、現行より最大で5%ぐらい引き下がるというふうな報道もされていますけれども、その辺のところからお伺いをいたします。

それから、134ページの広域農道についてですが、この広域農道は、基本的にはほとんど町道に認定されているのかどうか、まだ認定されていないところがあるのかどうか、その辺を……（「歳入から」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、歳入。

歳入は……、これも歳入歳出という考え方じゃなくて、イノシシの対策について、ちょっと伺いますが、本町のイノシシ対策において、鳥獣被害防止特別措置法、正式には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、この法律にのっとった対策が行われているというふうには伺っているんですが、これをちょっと確認させていただきたいと思います。

歳入は、以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 社会保障費がどんどん伸びるのではないかという、高齢化するからとい

うことだと思っておりますが、まず、当初予算の概要のほうを見ていただきたいと思っておりますが、当初予算の概要の6ページに、歳入歳出ということではなくて予算の構造の問題なんです、この扶助費というのが、まさにその生活保護とか、または、例えば保育園の経費であるとか、当然ながらそういう扶助費の問題については削減ができない経費だとして、どんどん日本全体では伸びておるということになっております。

しかしながら、周防大島町では高齢化率がピークですし、なおかつ高齢者人口はもう減少をどんどんしておるという状況ですから、ここで見ていただくと4ページの義務的経費の扶助費の額でございますが、平成29年、19億1,100万円、そして30年が18億3,500万円ということで、もう既に扶助費は減少傾向に入っておるということなんです。ですから、例えば生活保護費にすると、生活保護を受給する人数がもう減りつつある、そしてまた高齢者人口についても、率はすごい高どまりしておるんですが、人数からすると減ってきておると。そしてまた、少子化に伴う保育料等の扶助費についても、少子化のため、率の問題じゃなくて、数からすると減り始めておるということで、扶助費が落ちてきておるということからすると、社会保障費という大きなくくりでは難しいと思いますが、扶助費で見ると、既にこのように減ってきておるという状況にあるということをお伝えしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんの、イノシシ対策、特に国庫の交付金事業のことというふうに、今、私のほうは理解しております。これについては、町の予算はとっておりません。私が有害鳥獣対策協議会の会長をしています協議会のほうで、直接、国庫補助金が入り、各地域のほうに交付しているところです。

その内容につきましては、平成30年については、まだ交付決定がありませんので、ありませんが、平成29年度の国庫事業の捕獲のほうについては、イノシシ捕獲頭数が成獣で1,316、幼獣が162頭で、その補助金額は1,069万6,000円の交付を受けております。この事業については、平成25年度から国庫補助を受けていますが、トータルで4,364万2,000円の国からの交付を受けております。

あわせて、一つ、防護柵のほうも国庫補助を受けております。これにつきましては、29年度ベースで言いますと、293万7,635円を国から受けて、この事業については23年から29年、トータルで1,898万8,048円、国からの補助金を受けているのが、今の砂田議員さんの言われる国からの交付金事業でございます。これは町の会計を通りません。直接、国から各地域の協議会のほうに来てるという制度でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 生活保護費のことなんですけれども、生活保護費に係るものにつき

ましては、これは、一切、町が負担するところは発生しないというのが原則でございます。ですから、国なりの補助金と普通交付税の措置により補われているというところ。現状のところを申し上げますと、やはり町が負担するところは発生していないというのが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） イノシシの問題では、平成29年度までは、この法律に縛られながらやってきたけれども、平成30年度からは、この法律とは関係なくといいますか、イノシシ対策、またはその処理も含めた対策、それをこの法律とは縛られないでやっていくということになるのかどうか、再度伺います。

それから、社会保障関係費の削減ですが、これは6年間で1兆5,900億円となって、その年度ごとに中身は違うんですけども、薬価基準が引き下げられたり、生活扶助基準額の引き下げ、母子加算の減額とか、今年度は抑制が国レベルでは1,300億円が行われるということになっています。

町の生活保護費も、被保護者には影響があると思うんです。そうしたものも含めて、こうした社会保障費の削減が、町の財政または町民に対してどういう影響が出てくるのか、そこをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 30年度の社会福祉に関する影響でございますが、今現在、決定しているものにつきましては、介護報酬の関係が0.54%の引き上げ、また、障害福祉サービス等の報酬が0.4%の引き上げというふうなことが出ておりますが、先ほど砂田議員さんがおっしゃられました生活扶助費につきましては、平成30年10月の見直しということで、現在、まだ私どものところには正確な通知というのは来ておりません。それで、大都市部については影響が大きいというふうなことではございますが、私どもの町においては、そんなに影響がないのではないかというところの情報はいただいておりますが、ただ、まだ正確に決定しているものではございませんので、その辺で御了解をいただければと思います。

なお、今回、社会保障の関係といたしまして、全体的には医療介護ということで先ほど申し上げましたが、診療報酬、介護報酬の同時改訂ということで、0.54%の引き上げ、また薬価制度の見直しというふうなこともございますが、これは、診療報酬、薬価と全体での改定で、マイナスの改訂だったと思うんですが、マイナス1.19%だったと思います。

それと、幼児無償化について、まだこれは決定をしております。

そして、働き方改革につきましては、子育てと介護の仕事の両立、また、障害者の就労というふうなことで、介護の離職者はゼロというところの対策は講じられるようになっておりますが、これについても具体的などころについてはまだいただいておりますので、ただいまの御説明で

御了解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんの、国の補助のイノシシ対策について、30年度の話ということですが、そもそもこの事業につきましては、基金事業というふうに国から伺っております。ということで、基金がなくなれば、その時点で終わるといような話も聞いております。

ただ、私たちも、中国農政局との機会というときには、イノシシ対策については継続してお願いいたしますというのは、たびたび要請、要望をしておるところでございます。

現在、国会においては参議院のほうで予算審議なので、ちょっと30年度については、その審議が終わりしだい、また県のほうを通して国の方針を聞きたいとは思いますが、とりあえず、町としても、国の補助がなくてイノシシ対策はなかなかできないと思いますので、それを含めて、県を通じて国のほうにお願いしたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。はい、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 生活保護の関係では、確かに、今、部長さんがおっしゃられたように、都市部の高齢者世帯に影響があるということは報道されていますけれども、一方で、世帯数が多いところでは、それに限らずに全世帯の67%程度が引き下げの対象になるというような報道もあります。そういう点からも、ちょっと、関心を持って調べていただけたらというふうに、これは要望にとどめておきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、歳入についての質疑は終結をいたします。

次に、歳出についての質疑を行いたいと思います。質疑は全款一括で行います。

歳出についての質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 先ほど聞きかけましたが、大規模農道は全部町道になっているのかどうか、町道になっているとしたら、その大規模農道の整備だとか維持補修なんかは土木費から出るのか、それとも農林課の関係から出るのか、そこを伺います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 大規模農道の管理についての御質問でございます。

大規模農道は山腹を周回したり、東和地区まで行っていますが、農道部分と町道部分があります。ほとんど町道部分といっても、ちょっと地図で示すのが一番いいんですが、きょうは資料を持っていませんし、私の記憶で話しますと、大島の奥畑から安下庄に行く道が、農林課の土地改

良班の管理があります。それが今、予算書134ページになりますが、ここで広域農道管理事業でトンネルがあります。その辺の部分は、今、農林課の農道として管理しているところと、あと、東和地区で一部農道として農林課が管理している大規模農道があります。あとについては、建設課が町道として管理しております。全て町が管理する、産業建設部が管理することとなります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 奥畑から安下庄へ行く道というのは、源明に、町長のお宅のほうに行く、これらも性格的には町道のようなものだと思うんですが、町道に認定されれば地方交付税の対象にもなるし、認定されているところとされていないところの違いというのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 大変難しい御質問でございます。ただ、町道の認定は議会の議決をするということで町道認定されます。それをするかしないかの話は、執行部からの提案だと思います。

そもそも、以前は、旧町時代にほとんど供用開始した部分については、町道で各町が町道認定したというふうないきさつだと、私は今、記憶にあるんですけど、合併後、供用開始したところについては農道で、今、管理しています。その違いは、町道認定の基準に基づいてやっているところですので、その基準書をちょっときょうは持ち合わせていませんが、そのことで区分けしています。

だから、交付税だからというのではなしに、一応、目的等も含めて、町道、農道の管理を区分けしております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、4点ほどお尋ねをいたします。

ちょっと最初に細かい話で申しわけないんですが、予算の概要のほうの6ページに、積立金の増減率の欄がこの数字でいいのか、御確認をお願いいたします。

それから、事項別明細50ページ、ふるさと応援事業、これはふるさと寄附金の項目になりますが、まとめて、ふるさと寄附金に対して、運営に要する経費が幾らになるのかということも数字で御答弁ください。

それともう1つ、64ページ、地域おこし協力隊員起業経費補助金200万円というのがございますが、これは、交付決定の手續というのどのような方法で行うのか、御答弁ください。

それともう1つ、228ページ、八幡生涯学習のむら管理運営経費委託料1,368万円というのがありますが、これは指定管理料になると思いますが、施設の使用料収入等があると思

ますので、これを考慮した金額、予算ということでよろしいのか、以上4点、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時17分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 予算の概要書の6ページの積立金の率のお話でございますけれども、ここは増減額5億9,959万6,000円を平成29年度の予算額の1,604万6,000円で除しますので、この数字で合っていると思います。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 50ページの、ふるさと応援事業の経費の内訳をということでございますけれども、直接的にかかる経費は、8節の報償費5,700万円、これは返礼品の代金でございます。例えば、1万円寄附していただくと3,000円分の返礼品を出すという、その3,000円分を積み上げたものが、ここの570万円でございます。

それと、役務費の27万5,000円、それから13節の委託料、ふるさと寄附金返礼品調達発送業務180万円というのが、これが返礼品を調達して送るためにかかる経費、これは観光協会のほうと委託を契約をして支払う金額になります。

それから、ふるさと寄附金代行業務の391万円、これはJTBのほうと委託契約をいたしまして、寄附した金額をポイントに変えて返礼品を選べるというような、ふるぼサイトの運営とか、あとは寄附の受付あるいは寄附の証明証の発送業務といったものを委託するものでございます。これらの経費を合わせまして1,168万5,000円、これが直接的にかかる経費ということになります。

それから、次の地域おこし協力隊の起業支援経費200万円の申請、交付手続きはどうするかということでございますが、これは地域おこし協力隊の起業経費補助金交付要綱というのをつくってございまして、その交付要綱に基づいて申請をしていただいて交付するというような手続きの流れになります。

この地域おこし協力隊の起業に要する経費というのが、2年以上の任期を全うした協力隊員について、その任期終了日の前後1年間、どちらかで交付申請ができるというような仕組みになっております。必要経費の10分の10を補助するという内容になってございまして、どのような必要経費を補助対象にするかというのは国のほうの要綱で決まっております、内容を申し上げます。

すと、設備費、備品費、土地建物の賃借経費、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受入れに要する経費、これに該当するものであれば10分の10補助をするということになっております。上限1人当たり100万円ということになっておりまして、この補助した経費については特別交付税で措置されるというふうな流れになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 八幡生涯学習のむら管理運営に係る指定管理料についてでございますけれども、指定管理料につきましては施設使用料見込み収入額部分を引いたものが指定管理料となっておりますので、この金額の中には収入部分は含まれておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ふるさと寄附金で私が聞いたかったのは、要するにどれぐらいの実質収入になるかということなんです、一方で、周防大島町の方がほかの自治体に寄附金をされるということもあると思いますが、その辺の、本町のふるさと寄附金に伴う税額控除というのがどれぐらいあるのか、あわせて、実際、ふるさと寄附金によって全体的にどれぐらいの収入になっているのか、お答えください。

それと、地域おこし協力隊なんです、手続きは御説明がありましたけど、ちょっと私も不勉強なんで、この協力隊の方がどういう活動をされているのか、余り存じ上げてないんですが、外に対して活動の実態が見えてないんじゃないかなというふうに思いまして、ここに、地域おこし協力隊設置要綱の8条には、協力隊員の設置に伴いその活動や処遇を広報し、町のホームページ等により情報を開示するというのがありますので、しっかり情報提供をしていただきたいと思いますが、実際に外の観光協会とかにおられる隊員の方は別にして、役場の中で仕事をされている隊員の方は、どのような活動をされているのか御答弁をお願いいたします。

それと、学習のむらなんです、使用料収入は別ということで当然の話なんです、一方で、施設を使用される場合にその指定管理者自身が指定管理施設を使われるということもあると思いますし、この学習のむらについては、新年度からはマルシェも指定管理者に入って事業を行うということでもありますので、一般の方に使っていただくことが前提の生涯学習施設を指定管理者が長期間占有する、例えば29年度で言えば、8月1日から12月3日まで学びの間、これは生涯学習の施設なんです、そこで企画展をやっていると。2月から3月にかけても同様。1月から3月にかけても、そういう長期にわたって指定管理者がその施設を占有しているということは、逆に言えば一般の利用者の方の利用を阻害しているんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてどういう認識であるのか御答弁をください。

それと、ちょっと戻りますが、6ページの人件費のところ、17億6,100万円というのがあるんですが、これのうち、今いろんな任用、一般職の方、その中で再任用の方とか嘱託職員の方、それと臨時職員の方、そういういろんな身分の方がいらっしゃると思いますが、その辺の内訳というのと金額的なものを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんから、協力隊員の活動が見えないよというお話をいただきました。協力隊員、今現在、本町に3名おまして、移住・定住に従事していただいている隊員が1名と、ケーブルテレビの番組制作等にかかわっていただいている隊員が1名、それから観光協会のほうでインバウンドの観光に取り組んでいただいている隊員の計3名ございます。

移住・定住に取り組んでいただいている隊員については、主には女性目線から見た移住者へのケアということで、今、移住・定住のほうの支援をしていただいております。主には、空き家バンクの登録のお手伝いをさせていただいたりとか、あとは移住フェア等に出向いて、町のPRをしていただいております。

そういった流れの中で、この3月にも行いますけれども、小学校のほうでミュージカルをやっていただく団体がこっちに来ていただいて、小学校でミュージカルをやっていただくのですけれども、それもこの協力隊員の方の働きかけによって実現をしているというような経緯もございます。

また、もう一人のケーブルテレビのほうに従事している隊員については、町がケーブルテレビで番組を流しておりますけれども、その番組の制作をしていただいております。ただ、ケーブルテレビの加入率が3割弱ということで、なかなかお目にとまることのないのかもわかりませんが、そういった活動と、あとは皆様の目にとまったものでは、アロハキャンペーンのポスター、アロハを着て皆さんが写っているというポスターのデザイン等も彼女がやったものでございます。これは大変好評をいただいております。

それで観光協会のほうについては、よく活動が見えているという話だったのでございますけれども、それはそういったインバウンド向けの活動をしております。協力隊員の活動について、広報等で毎月リー形式で協力隊員がこんな活動をしていますよっていうのを掲載しておりますので、ぜひご覧いただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 八幡生涯学習のむらのことでございますけれども、指定管理者が施設を長期にわたって占用するということがあるということで、そのことによりまして一般の利用者が使いにくくなるということが考えられるのではないかとこのところでございますが、こちら

につきましては、そういうことがないように指定管理者のほうと、もう一度話のほうはしたいと思っておりますけれども、施設のほうに多くの方が来られて、にぎわい等を増やしていくということについては、ありがたいことと思っておりますので、その点を踏まえて話を進めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） ふるさと応援事業の経費率が幾らかということでございますので、試算では61.5%が経費で費やされているというふうに見ております。

今度、町内のふるさと寄附金の実施者というのは、ちょっと税務課長のほうから述べさせます。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 本町に住所がある方、本町に課税権がある者が他県の市町村にふるさと納税をした件数につきましては、平成29年度、平成28年中の実績で申し上げますと、人数が68人、金額でいきますと372万4,000円でございます。このうち町民税の税額につきましては160万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。（「人件費」と呼ぶ者あり）人件費か。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの人件費のお尋ねでございますが、正規の職員とその中には再任用職員の6名分が算出しております。嘱託職員につきましては、後ほど資料を確認をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まあ、後ほどということなんで、速やかに御提示いただけるということでもよろしいですか。

いろんな立場の身分の方が、今、働いていらっしゃる。私が時々お聞きするのは、公用車を使って勤務時間内であろうという時間に、店舗とか病院に立ち寄っているというような話も聞きますので、そのことをどうこうと言うのではなくて、一般職員であれ臨時職員であれ、町民の方の目というのは役場の職員ということで一くくりにされますので、一般職員はもちろんそういう認識があると思いますが、それ以外の方にもしっかりどのような教育というか指導が日常的にされているのか、その辺を御答弁ください。

それと、地域おこし協力隊の件は、広報に出ているから見なさいよということで、それは拝見しておりますが、それはコラムとかいう話ではなくて、実際にどういう活動をしているのか、この要綱にもホームページ等により情報開示するということなんで、常に皆さんの目に触れるよう

な形で情報開示をすることが必要なんじゃないかなというふうに思われますので、その辺で今後の対応を検討していただきたいと思います。

それから学習のむらについては、にぎわいの創出という観点もあるんですよということでその指定管理者の占有については、一定の問題点は認識しながらもにぎわいの創出も考えなきゃいけないよという意味かなと受けとめたんですが、この施設は5年前の指定管理者の選定の際に、この施設はにぎわいを求める施設じゃないよということが明確に答弁されていますので、その辺で扱いに誤解のないようお願いしたいと思います。

それともう一つ、済みません。217ページに公民館費がございますが、ここで嘱託職員の報酬というのが計上されています。今度、公民館については、人員配置等の集約というのがあると思うんですが、実際に各公民館でどのような人員体制になるのか、具体的な配置計画というんですか、どういう方を何人置くというのと、この嘱託職員というのがどういう立場で働かれるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 八幡生涯学習のむらの件で少し補足させていただきます。

私どもも八幡生涯学習のむらが文化財の保護、文化財の価値を発信していく貴重な施設だと思っております。ただ、施設の利用のことに關して申しましたので、同時にやはりにぎわいと交流の意味もありますから、施設の利用という形だったもんでしたからそちらを強調させていただきましたけど、八幡生涯学習のむらが文化財について大きな役割を持っているということは私たちは認識しております。

また、占有が多くて一般の方の利用が厳しくなるんじゃないかとか御指摘がありました。もしもそういう事例がありましたらまた教えていただくとありがたいと思います。追加の説明でした。

（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 社会教育課の關係でございますが、こちらにつきましては平成30年度に公民館の職員につきましては、平成27年度からの計画によりまして、社会教育課の再編を行うということで、町の正規の職員につきましては本課となります東和のほうに集まってきます。そして、各公民館につきましては、嘱託職員、館長を中心に臨時の方という形で運用をするようになりますけれども、基本的には管理運営を中心にお仕事をいただきまして、また地域の方との連携といいますか、連絡調整、その辺のことについては館長を中心にやっていただくということになるかと思います。

なお、本課におきましては各公民館の担当職員をつけるようになりますので、その担当職員と嘱託館長との連携を密にいたしまして企画運営等については遂行していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 臨時職員を含めて職員への指導ということでございますが、好ましくない町政への提言とかいう情報なんかが入ってきたときには、当然ながら、総務課長名もしくは総務部長名、場合によっては副町長名とかで掲示板で全職員に周知もしくは喚起するようにしております。

当然ながら臨時職員においても、臨時職員を管理するところの所管課においてその情報が入るわけでございますので、その場合については適切にまた指導を徹底しているというふうに思っております。また、接遇アンケート等の結果につきましても全職員に伝わるようにしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 田中議員からも質問しておりますが、関連しておりますけれども、217ページの公民館運営経費の中で非常勤職員として、これは町の職員、定年退職になった方を採用しておりますけれども、これをどういうわけで再任用として採用できないのかなと思うんですけれども、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） なぜ再任用職員を雇わないで嘱託職員にしておるかという御質問だと思っておりますけれども、再任用職員というのはもう早い段階で町のほうに申し込みといいますか、をしていただきまして、職員として再任用として採用するんですけれども、そういう方にはまた別途違う業務のほうについていただいております。公民館につきましては、やはりそういう町のOBということでございますけれども、そういう業務にたけたといいますか、従事の実験のある者といいますか、そういう方をお願いしておりますのでございます。

それと、公民館の勤務体系、今後についてというところにつきましては、嘱託職員と臨時職員の常時2名体制ということで運営したいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか、はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。平成30年度周防大島町一般会計予算の質疑が終結しましたので、議案第1号について、昨日、配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、昨日、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第9、議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第2号から第4号の補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明いたします。

最初に、平成30年度から始まります国保の県単位化の概要につきまして御説明いたします。

平成30年度より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、国保財政の仕組みが変わってまいります。

具体的には、県と市町との間で保険給付費等交付金と国民健康保険事業費納付金のやり取りが行われ、市町においては、県から保険給付費に必要な交付金の交付を受ける一方、県に対しては、交付金の財源として事業費納付金を納付することになります。

県は、市町から徴収した納付金や公費を財源として、保険給付に必要な費用全額を各市町に交付することとなるため、市町においては、年度途中の医療費の増加などに影響されることなく、財政運営の安定化が図られることとなります。このようなことから、平成30年度予算につきましては、科目が大幅に変更となっております。

それでは、平成30年度の当初予算の主な概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入における特徴は、国民健康保険税につきましては、主に一般分、退職分ともに国保被保険者・世帯数が減少見込みであることから、減額の見込みとなっております。

国庫支出金、前期高齢者交付金等につきましては、平成29年度までは予算計上していましたが、平成30年度からは、全額、県に入るため予算計上はしていません。

県支出金につきましては、任意給付以外の保険給付に要する費用の交付を全額受けることから、大幅に増額となっております。

共同事業交付金につきましても、同様に保険給付に要する費用を県から全額交付を受けることから、不要となり予算計上をしておりません。

次に、歳出の特徴につきまして御説明をいたします。

まず、保険給付費におきましては、療養給付費は、一般分、退職分ともに被保険者数が減少見込みであり、また、一般分につきましては、1人当たりの給付費の伸び率が減少となる見込みであることから減額の見込みとしております。

また、高額療養費につきましても、一般分、退職分ともに被保険者数の減少と1人当たりの給付費の伸び率が減少となる見込みであり、減額の見込みとしております。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等は、平成29年度までは予算計上していましたが、平成30年度からは全額、県が支払基金へ支出するため、予算には計上をしておりません。

国民健康保険事業費納付金は、国保の県単位化の概要で御説明させていただきましたが、保険給付費に必要な財源として県に納付するもので、新たに予算計上をしております。

共同事業拠出金は、先ほど歳入でも御説明させていただきましたが、保険給付に要する費用を県から全額交付を受けることから、大幅に減額しております。

以上のことから、計上した歳入及び歳出見込額に基づき、なお不足する財源を補填するため、国民健康保険基金からの繰り入れをしております。

以上が平成30年度当初予算の概要でございます。

それでは、特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を30億1,756万3,000円と定めております。対前年度比16.9%、6億1,250万6,000円の減額予算となっております。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の同一款内での流用ができることを定めるものです。

それでは、事項別明細書により、順を追って歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は4億7,141万5,000円を計上し、対前年度比1,743万円、3.6%の減となります。

4ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は省略いたします。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金は、任意給付以外の保険給付に要する費用の交付を全額受けることから、新たに 2 億 2,344 万 5,000 円を計上しております。

なお、財政調整交付金につきましては、制度改正に伴い予算計上はございません。県負担金の高額医療費共同事業負担金も同様に、制度改正に伴い予算計上はございません。特定健康診査等負担金については、1 目保険給付費等交付金の 2 節特別交付金に含まれているものでございます。

5 ページをお願いいたします。

4 款財産収入は省略いたします。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は 3 億 388 万 3,000 円の計上で、対前年度比 902 万 5,000 円の減となっております。

このうち、保険基盤安定事業繰入金は低所得者に対する保険税軽減相当額を基準として一般会計から繰り入れるものでございますが、1 節保険税軽減分は県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 の負担をして 1 億 1,053 万 9,000 円、2 節保険者支援分は国が 2 分の 1、県と町が各 4 分の 1 を負担し、5,287 万 9,000 円を計上しております。

4 節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の支給に要する費用に対する繰り入れで 1 1 人分の 308 万円、5 節財政安定化支援事業は、地方財政措置により国保財政が受ける影響を勘案して算出した額の繰り入れで 6,047 万 8,000 円、6 節その他一般会計繰入金は、県の福祉医療費助成事業において県と町がそれぞれ 2 分の 1 を負担する国保負担軽減対策分を県の試算に基づき 1,682 万 5,000 円を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は財源不足を補填するため、1,413 万 4,000 円を計上しております。

6 款繰越金、7 款諸収入は省略いたします。

7 ページ、8 ページに記載しております国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、9 ページの共同事業交付金につきましては、国保の県単位化に伴う制度改正から予算計上をしておりません。

○議長（荒川 政義君） 部長、暫時休憩します。歳出については午後から審議いたしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 0 時 03 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の田中議員の質問について、人件費の部分でから質問があった嘱託職員の人数等について、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 人件費の内訳の非常勤嘱託職員につきましては、20名での積算となっております。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） それでは、午前中から引き続き、周防大島町国民健康保険事業特別会計予算の歳出について、御説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、引き続きまして、御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費及び事務経費として5,122万4,000円、対前年度比1,893万3,000円減の計上をしております。これは主に、職員人件費の増はあるものの、県単位化に向けた国保制度関係業務準備事業によるシステム改修が完了したことに伴う減額となっております。

12ページをお願いいたします。

2目連合会負担金は県の国保連合会に対する負担金ですが、被保険者数の減により、対前年度比2万円の減の37万5,000円を計上しております。

2項徴税费1目賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として215万6,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

3項運営協議会費は、3回分の会議の開催経費を計上しております。

14ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目の一般被保険者療養給付費は18億3,192万9,000円で、対前年度比9,162万6,000円、4.8%の減となっております。例年と同様に、前年度実績額等をベースに、平均被保険者数の見込みと年間伸び率の見込みから推計しております。

2目退職被保険者等療養給付費は1,416万円で、一般被保険者分の同様の推計から、対前年度比339万3,000円、19.3%の減となっております。退職被保険者分につきましては、退職者医療制度に係る退職被保険者の新規適用がないことから、大幅な減となっております。

3目一般被保険者療養費は525万6,000円、4目退職被保険者等療養費は2万1,000円、5目審査支払手数料は474万2,000円を計上し、1項の療養諸費の合計は18億5,610万8,000円、対前年度比9,645万円、4.9%の減となっております。

15ページをお願いいたします。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、1項の療養諸費と同様の推計により3億

50万9,000円、対前年度比3,587万6,000円、10.7%減、2目退職被保険者等高額療養費は218万3,000円で、対前年度比78万4,000円、26.4%減、3目一般被保険者高額介護合算療養費は10万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費は2万5,000円とし、2項の高額療養費の合計は3億281万7,000円、対前年度比3,688万5,000円、10.9%の減を計上しております。

3項移送費1目一般被保険者移送費、16ページの2目退職被保険者等移送費については、それぞれ1,000円を計上しております。

4項出産育児諸費は11人分、462万円、5項葬祭費は62人分、310万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分は、県の算定に基づき5億6,645万9,000円、2目退職被保険者等医療給付費分も同様に、県の算定のもと168万3,000円、合わせて医療費分として5億6,814万2,000円を計上しております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分も、県の算定に基づき1億3,644万1,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分も同様に、県の算定のもと48万9,000円、合わせて、後期高齢者支援金等分として1億3,693万円を計上しております。

18ページ、3項介護納付金分も同様に、県の算定に基づき4,300万6,000円を計上し、医療費分、後期高齢者支援金等分、介護分の合計7億4,807万8,000円を事業費納付金として県に納付するものでございます。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業拠出金は退職適正化共同事業に伴うもので、1,000円を計上しております。それ以外の拠出金につきましては、制度改正に伴い、予算計上はございません。

19ページをお願いいたします。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、職員人件費及び国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する経費として2,301万9,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

2項保健事業費は保健事業として行う医療費通知等の経費で、217万2,000円を計上しております。

6款基金積立金、21ページ、7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は省略いたします。

22ページをお願いいたします。

2 項他会計繰出金 1 目病院事業局企業会計繰出金は、病院事業局企業会計に対する特別調整交付金の繰出金として 1,629 万 7,000 円、8 款予備費は 500 万円を計上しております。

以上が、議案第 2 号平成 30 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についての概要でございます。

次に、議案第 3 号平成 30 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

最初に、今年度の当初予算の主な変更点につきまして御説明いたします。

まず、保険料見直しについては、平成 28 年度から 2 年が経過しましたので、平成 30 年度は 2 カ年を単位とする財政計画の 1 年目に当たり、保険料が引き上げられております。

まず、所得割は 0.24 ポイント引き下げられ 10.28% となるものの、均等割額が 54 円引き上げられ 5 万 2,444 円となっております。この結果、広域連合の試算では改定前に比べ、1 人当たりの保険料が軽減後で 2,288 円増の 7 万 1,702 円となる見込みが示されているところでございます。

なお、保険料の改定については、既に本年 2 月 16 日に、山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決、決定されております。また、1 人当たりの保険料の上限額も、現行の 57 万円から 62 万円に変更となっております。

次に、被保険者数の推移では、本年 1 月末の状況で 5,273 人、対前年度比 1.8% 減を見込んでおりますが、特別徴収、普通徴収を合わせた保険料は、当初予算ベースで対前年度比 115 万 7,000 円、0.4% 増を見込んでおります。

それでは、予算書の 7 ページをお願いいたします。

本文第 1 条により、歳入歳出予算の総額を 4 億 7,311 万 9,000 円と定めるものです。対前年度 741 万 3,000 円、1.6% の増額となっております。

次に、事項別明細書の 35 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料は 2 億 2,017 万 6,000 円を計上し、2 目普通徴収保険料は滞納繰越分を含めて 7,321 万 3,000 円、計 2 億 9,338 万 9,000 円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は省略いたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は 3,739 万 6,000 円を計上し、2 目保険基盤安定繰入金は 1 億 4,149 万 9,000 円、計 1 億 7,889 万 5,000 円を計上しております。これは県広域連合の試算により、事務費繰入となる広域連合納付事務費負担金分、保険基盤安定負担金分が増額となったことにより、対前年度比 625 万 6,000 円、3.6% の増額と

なっております。

36ページをお願いいたします。

4款繰越金は1,000円を計上しております。

5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は1,000円を計上し、2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金及び2目還付加算金は、歳出の過年度保険料還付金に充当するため、県広域連合からの歳入で、前年度実績により計80万2,000円を計上しております。

また、37ページ、3項雑入として1,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費及び一般経費として2,226万6,000円を計上し、対前年度比59万8,000円、2.8%の増となっております。

40ページをお願いいたします。

2項徴収費は、徴収に係る経費として103万5,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億4,901万6,000円を計上し、対前年度比710万8,000円の増となっております。

内訳といたしまして、広域連合事務費等負担金が257万1,000円増の1,412万6,000円、保険基盤安定負担金が338万円増の1億4,149万9,000円、歳入と同額の保険料分2億9,269万4,000円と、保険料に過年度保険料及び延滞金分の2,000円と、滞納繰越分69万5,000円を合わせて、後期高齢者医療保険料が115万7,000円増の2億9,339万1,000円を計上しております。

41ページをお願いいたします。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、歳入の諸収入と同様に、過年度の保険料の還付金を過去の実績から加算金と合わせて80万2,000円を計上しております。

以上が、議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を行います。

予算書の11ページをお願いいたします。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を34億1,431万円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を829万6,000円と定めるものでございます。

第2条の歳出予算の流用では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合に、同一款内で流用できることを定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定から御説明いたします。

事項別明細書の53ページの歳入から御説明いたします。

1 款保険料は、介護保険条例の改正で御説明したとおり、第7期の介護保険料の基準額を5,500円から5,950円とすることにより、5億4,185万5,000円を計上しております。

現年度分の特別徴収保険料は、収納率100%で5億1,538万8,000円、現年度分の普通徴収保険料は収納率91%の見込みで2,556万7,000円、及び滞納繰越分保険料90万円を計上しております。

被保険者数においては、特別徴収が7,965人、普通徴収が488人を見込んでおります。なお、第7期における第1号被保険者の保険料の法定負担割合は、22%から23%に変更となります。

2 款使用料及び手数料は省略いたします。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、給付費に係る国の法定負担分として、総給付費のうち、居宅給付費の20%分と施設給付費の15%分を合わせて、5億6,006万3,000円を計上しております。

54ページの2項国庫補助金1目調整交付金は、3億2,118万円を計上しております。この調整交付金は、高齢化による給付費増など、市町村の努力では解消できない第1号介護保険料の格差を是正するものでありますが、2025年にかけて、全国的に後期高齢者人口が急増することから、第7期から年齢区分の見直しが行われたことにより、後期高齢者率が高い本町は増額が見込まれることから、法定負担率は5%ですが、10.1%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金では、平成29年度から実施した介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を合わせて、3,415万9,000円を計上しております。なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は25%、包括的支援事業・任意事業は39%から38.5%に変更となります。

4 款の支払基金交付金は、2号被保険者がそれぞれ加入している医療保険で負担する介護保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通じて自治体に交付されるものでございますが、1目の介護給付費交付金は8億5,080万円、2目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業分として、1,960万2,000円を計上しております。なお、法定負担割合は28%から27%に変更となります。

5 款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、県の法定負担分として、施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%、合わせて4億7,343万6,000円を計上しております。

55ページの2項県補助金1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包

括的支援事業・任意事業を合わせて1,707万9,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は12.5%、包括的支援事業・任意事業分は19.5%から19.25%に変更となります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、町の負担分として総給付費の12.5%、3億9,750万円を計上しております。

2目地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業を合わせて1,707万9,000円を計上しております。

なお、法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業分は12.5%、包括的支援事業・任意事業分は19.5%から19.25%に変更となります。

3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、低所得者の第1号被保険者の介護保険料を軽減のため、第1段階の保険料を消費税による公費を投入して0.5から0.45とすることとしたもので、一般会計から全額繰り出すもので、633万7,000円を計上しております。

4目その他一般会計繰入金は、職員給与費、介護認定審査会等の事務経費として1億1,837万円を計上しております。

56ページをお願いいたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、4,729万2,000円を計上しております。

3項1目の介護サービス事業勘定繰入金は介護サービス事業勘定からの繰り入れで、69万7,000円を計上しております。

7款繰越金8款諸収入は省略いたします。

57ページの9款財産収入は、介護給付費準備基金の預金利子として8,000円を計上しております。

次に、歳出を御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費と介護保険一般経費といたしまして627万1,000円を計上しております。

60ページの2項徴収費1目賦課徴収費では、保険料の徴収事務経費として201万3,000円を計上しております。

61ページの3項1目の介護認定審査会費では、介護認定等に係る経費といたしまして3,197万9,000円を計上しております。

62ページの2款保険給付費の全体では、対前年度比較で1.5%の減で31億8,000万円となっております。

1 項サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は、要介護認定者に対する給付費で 2 9 億 3 5 6 万 3, 0 0 0 円、2 目介護予防サービス等給付費では、要支援者認定者に対する給付費で 5, 6 8 8 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

なお、介護予防サービスのうち、ヘルパーとデイサービスについては、平成 2 9 年度の更新時に総合事業へ移行したことから、介護予防サービス事業費は約半分となっております。

6 3 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は、国保連合会への手数料として 3 6 8 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

3 項高額介護サービス等費は 6, 2 3 9 万円を計上しております。

4 項高額医療合算介護サービス等費は 1, 0 2 0 万円を計上しております。

6 4 ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス等費は、施設に入所している低所得者の方に食費、居住費を補填するもので、合計で 1 億 4, 3 2 7 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

6 5 ページをお願いします。

3 款の基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子の積み立てとして 8, 0 0 0 円を計上しております。

次に、4 款地域支援事業費 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費は新しい総合事業であり、6, 1 9 8 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

これまで、要支援の方が利用していた介護予防給付のヘルパーとデイサービスが平成 3 0 年度からは総合事業に完全移行することから、5 9. 2 % と大幅な増となっております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプラン作成経費として 7 1 9 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

6 6 ページをお願いします。

2 項一般介護予防事業費は、1 号被保険者の全ての方を対象として、地域の実情に即した、効果的、効率的な介護予防を推進する総合事業に位置づけられる事業として、3 0 7 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

6 7 ページをお願いします。

3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの従来からの業務である総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントに要する経費として 2 3 6 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

6 8 ページをお願いします。

2 目の任意事業費では、在宅介護の精神的、経済的な負担軽減を図るため、家族介護支援、成

年後見制度の利用支援、認知症サポーター養成事業等に要する経費として176万6,000円を計上しております。

69ページをお願いいたします。

3目の地域包括支援センター運営事業費では、地域包括支援センターの運営に要する経費として、保健師、社会福祉士等の職員人件費等5,381万6,000円を計上しております。

70ページの4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、多職種協働により地域包括ケアシステムの構築を目指す地域ケア会議推進事業経費として6万円を計上しております。

71ページをお願いいたします。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療推進事業経費として69万6,000円を計上しております。

6目生活支援体制整備事業は、高齢者の社会参加や住民主体による多様な生活支援サービスを充実するため、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアの養成やネットワーク化を行う経費として385万円を計上しております。

7目認知症総合支援事業費は、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置する経費として、239万7,000円を計上しております。

72ページをお願いします。

4項その他諸費は、国保連への総合事業に係る審査支払手数料等経費として33万7,000円を計上しております。

次に、介護サービス事業勘定の御説明をいたします。

事項別明細書77ページの歳入から御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目の介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成料として825万6,000円を計上しております。

2款諸収入1項1目の雑入は、住宅改修理由書の作成料として4万円計上しております。

次に、78ページの歳出を御説明いたします。

1款サービス事業費1項1目介護予防支援事業費は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としてケアプラン作成事業等に要する経費829万6,000円を計上しております。

以上が、議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） ただいま平田部長の説明の中での訂正を2カ所いたします。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 大変申しわけございません。読み間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。済みません。

54ページの4款1目介護給付費交付金8億5,860万円を8億5,080万円と読み間違えておりました。

また、59ページの6,276万1,000円を627万1,000円と読み間違えておりました。

大変申しわけございません。おわび申し上げて訂正をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、環境生活部所管の議案第5号から議案第8号までの特別会計予算4議案について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

特別会計予算書の19ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を3億5,618万5,000円と定めるとともに、第2条により、23ページの第2表地方債のとおり起債の目的を定め、その限度額について簡易水道事業債8,900万円、辺地対策事業債7,290万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて御説明いたします。

事項別明細書の89ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項負担金1目加入負担金は、新規加入を1件分、3万2,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料1節現年度分につきましては456万5,000円、2節滞納繰越分として1万円を計上しております。

3款県支出金1項県補助金1目簡易水道費県補助金は、浮島地区海底送水管布設事業に係る県補助金として1億6,000万円を計上しております。

90ページ、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、一般会計から2,967万3,000円を繰り入れて財源調整をしております。

91ページ、7款町債1項町債1目簡易水道事業債に8,900万円、2目辺地対策事業債に7,290万円を計上し、海底送水管布設事業に充当するものでございます。

次に、歳出につきまして、93ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費として1,512万円を計上しております。

主なものとしたしましては、19節負担金、補助及び交付金の水道事業企業会計への徴収業務

等負担金に係る人件費1名分727万3,000円を計上するとともに、27節公課費の消費税として730万3,000円を計上しております。

次に、94ページ、2項事業費1目維持管理費として1,503万円を計上し、前島、笠佐島、浮島の3離島に係る簡易水道施設の維持管理費の経費を計上しております。

主なものとしたしましては、11節需用費のうち、光熱水費として180万円、修繕費として漏水修理や浄水装置のRO膜交換等修繕費として382万9,000円、13節委託料のうち、電気計装保守点検等の301万円、水質検査の196万3,000円、水道施設監視点検の252万1,000円を計上しております。

95ページ、2目設備費として、浮島地区海底送水管布設事業に係る経費として3億2,314万3,000円を計上しております。

浮島地区海底送水管布設事業につきましては、平成28年度から事業を実施しておりますが、平成30年度におきましては、送水管の製作及び島内施設整備等の一部を実施する予定としております。

2款公債費1項公債費は、1目元金として162万円、96ページ、2目利子として97万2,000円、3款諸支出金1項償還金1目還付金は、漏水減免等の還付金として10万円、4款予備費は20万円を計上しております。

以上が、議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算について補足説明をいたします。

予算書の25ページをお願いいたします。

第1条により、歳入歳出の予算の総額を14億6,689万2,000円と定めるとともに、第2条により、29ページの第2表地方債のとおり、地方債の限度額を下水道事業債4億1,850万円、過疎対策事業債4億50万円の、合わせて8億1,900万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

平成28年度から本格的に下水道工事に着手しており、平成30年度におきましても、久賀・大島地区公共下水道事業、また、三ヶ浦地区公共下水道事業及び長寿命化計画の策定等の事業実施に伴いまして、対前年度比3,003万1,000円、2.1%の増額予算となっております。

歳入歳出の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

事項別明細書の101ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目公共下水道事業費分担金におきまして、1節現年度分と2節滞納繰越分と合わせて38万2,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料は、平成29年度調定見込額や人口減少率等から推計し、

1目公共下水道使用料は、現年度分として5,947万4,000円を計上し、滞納繰越分として25万円、行政財産使用料1,000円の、合わせて5,972万5,000円を計上しております。

同じく2項手数料は、業者指定手数料と督促手数料を合わせて27万6,000円を計上しております。

102ページの3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金は、安下庄及び東和片添地区公共下水道長寿命化計画、久賀・大島地区下水道事業及び三ヶ浦地区下水道事業の補助金として、合わせて3億2,550万円を計上しております。

4款繰入金は、一般会計から2億6,003万5,000円を繰り入れて財源調整をしております。

103ページの5款財産収入2項財産運用収入は、安下庄浄化センターの屋根貸付に係る建物貸付収入として、4万円を計上いたしました。

6款諸収入2項雑入では、秋地区農業集落排水污水处理負担金等として193万円を計上しております。

104ページの7款町債は8億1,900万円の計上でございます。

その内訳につきましては、特定環境公共下水道事業等に伴う下水道事業債3億9,720万円及び下水道事業平準化債2,130万円、過疎対策事業債として4億50万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、105ページをお願いいたします。

1款公共下水費1項事務費1目総務管理費のうち、職員人件費分として職員9名分の給与等で6,615万2,000円を計上するとともに、105ページから106ページにつきましては、総務一般経費1,622万8,000円の計上でございます。

主なものといたしましては、13節委託料のうち公営企業会計法適化移行支援業務に538万2,000円、19節負担金、補助及び交付金のうち水道事業企業会計への収納業務負担金として、人件費1名分の727万3,000円を計上しております。

107ページ、2項事業費1目維持管理費は、維持管理経費として8,325万4,000円を計上し、安下庄及び東和片添地区公共下水道施設について維持管理を行うものでございます。

主なものといたしましては、11節需用費のうち、電気・水道料の光熱水費1,481万6,000円、修繕費としてマンホール蓋の取り替えやマンホールポンプ場通報装置バッテリー取り替え等の修繕費として747万円、全室素全リン試験薬等の医薬材料費325万5,000円、13節委託料のうち、処理施設維持管理業務3,192万5,000円、汚泥処理1,006万1,000円等でございます。

108ページの2目公共下水道事業費のうち設備経費は、安下庄及び東和片添処理区における新規公共ますの設置工事請負費129万6,000円を計上しております。

また、安下庄地区公共下水道事業は、施設の長寿命化計画策定業務委託料として1,620万円。東和片添地区公共下水道事業は、三ヶ浦地区の管渠実施計画7,000万円、施設の長寿命化計画策定業務委託料として880万円、合わせて7,880万円を計上しております。

次に、108ページから109ページの久賀・大島地区公共下水道事業は、10億3,684万6,000円を計上し、主なものといたしましては、13節委託料の測量設計等の業務委託料1億2,300万円、15節工事請負費の5億3,360万円、19節負担金、補助及び交付金の県過疎代行事業等に対する負担金として3億6,430万円、水道管移設にかかる補償金として1,100万円の計上でございます。

2款公債費は、起債償還元金1億3,636万7,000円、利子3,114万4,000円、合わせて1億6,751万1,000円を計上しています。

110ページの3款諸支出金は、漏水減免還付金等として10万5,000円、4款予備費は50万円の計上でございます。

以上が、議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の31ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額を3億772万9,000円と定めております。

また、第2条により35ページの第2表地方債のとおり、地方債の限度額を4,460万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

対前年度比マイナス2,889万2,000円の8.6%の減額予算となっております。

事項別明細書の121ページをお願いいたします。

歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目農業集落排水事業費分担金は、現年度分と滞納繰越分を合わせて35万2,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項使用料は、平成29年度調定見込額や人口減少率等を考慮し、現年度分、滞納繰越分、行政財産使用料を合わせて4,810万2,000円を計上しております。

次、122ページの3款繰入金は、一般会計から2億1,458万7,000円を繰入れて財源調整をしております。

4款財産収入2項財産運用収入は、4地区の汚水処理浄化センターの屋根貸付に係る建物貸付収入として8万2,000円の計上でございます。

123ページの6款町債は、下水道事業債260万円、下水道事業債平準化債4,200万円、

合計4,460万円の計上でございます。

次に、125ページ、歳出をお願いいたします。

1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は、職員人件費1名分の446万5,000円を計上するとともに、125ページから126ページの総務一般経費1,235万7,000円の計上でございます。

主なものといたしましては、13節委託料の公営企業会計法適化移行支援業務に268万6,000円、19節水道事業企業会計への収納業務負担金としての人件費1名分の727万3,000円を計上しております。

126ページから127ページの2項事業費1目維持管理費は、1億2,865万8,000円を計上し、日良居、和田地区等の各処理区の施設維持管理を行うものでございます。

主なものといたしましては、11節需用費のうち、各浄化センターやマンホールポンプ場に係る電気水道料の光熱水費として1,749万8,000円、修繕費につきましては、和田、沖浦東処理区等におけるマンホールポンプオイル交換や有機汚濁モニターUV計部品交換等の修繕費478万2,000円、12節役務費のうち余剰汚泥処理に要する手数料等を1,623万4,000円、また、13節委託料につきましては、処理施設維持管理業務や水質検査等8,045万3,000円、19節負担金、補助及び交付金では、秋地区汚水処理負担金193万円、27節公課費では、消費税153万2,000円を計上しております。

2目農業集落排水事業費におきましては、設備経費として、新規公共ますの設置工事請負費97万2,000円を計上しております。

次に、128ページ、2款公債費は起債償還元金1億3,653万9,000円、利子2,413万3,000円、3款諸支出金は漏水減免還付金等として10万5,000円、4款予備費として50万円の計上でございます。

以上が議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

予算書の37ページをお願いいたします。

第1条により、予算総額を5,319万5,000円と定めております。また、第2条により41ページの第2表地方債のとおり、地方債の限度額を下水道事業債710万円、過疎対策事業債300万円、合わせて1,010万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

本年度から浮島浄化センター等の長寿命化計画の事業実施に伴いまして、対前年度比1,320万3,000円の33%の増額予算となっております。

事項別明細書の139ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料は、平成29年度調定見込額や人口減少率等を考慮し、現年度分、滞納繰越分、行政財産使用料を合わせて306万8,000円を計上しております。

2款県支出金1項県補助金1目漁業集落環境整備事業補助金は、浮島浄化センター長寿命化計画策定に伴う県補助金で600万円の計上でございます。

140ページ、3款繰入金では、一般会計から繰入金として、3,402万1,000円を計上しております。

141ページ、6款町債は、下水道事業債260万円、下水道事業債平準化債450万円及び過疎対策事業債300万円、合わせて1,010万円の計上でございます。

143ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款漁業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費は、総務一般経費について計上しております。主なものといたしましては、13節委託料として公営企業会計法適化移行支援業務に268万6,000円を計上しております。

143ページから144ページは、2項事業費1目維持管理費として1,985万6,000円を計上し、浮島処理区の排水処理施設の維持管理を行うものでございます。

その主なものといたしましては、11節需用費のうち、施設の光熱水費275万4,000円、UV計取り替え等の修繕費344万3,000円、13節委託料では、処理施設維持管理業務や水質検査、汚泥処理委託料として1,197万8,000円の計上でございます。

2目漁業集落排水事業費は、13節委託料に長寿命化計画策定業務に係る経費といたしまして1,210万円を計上しております。

145ページの2款公債費は、起債償還元金1,572万2,000円及び利子224万円の合わせて1,796万2,000円を計上し、3款諸支出金は漏水減免還付金等として1万5,000円、4款予備費は前年度と同額の30万円を計上しております。

以上が、議案第5号から議案第8号までの環境生活部所管の4議案の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 続きまして、議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、補足説明をいたします。

特別会計予算書の43ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を9,195万4,000円と定めております。

それでは、事項別明細書の149ページをお開き願います。

まず歳入からでございます。

1款使用料及び手数料1項使用料は、前島航路170万7,000円、情島航路232万2,000円、浮島航路1,035万5,000円と見込み、合わせて1,438万4,000円の計上でございます。

2項手数料は手荷物等の手数料であります。3航路を合わせて232万3,000円を計上しております。

150ページの2款国庫支出金は、それぞれの航路に係る国庫補助金として2,763万円を計上いたしました。

3款県支出金は、航路補助金として2,960万5,000円の計上でございます。

151ページ、4款繰入金は、一般会計から1,795万2,000円を繰り入れることといたしております。

5款諸収入は、主に各航路の臨時職員に関する雇用保険料の個人負担分でございます。

153ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款事業費1項事務費1目総務費の職員人件費は、1名分の計上でございます。

総務一般経費は、3航路運営のための事務経費の計上でございます。

154ページから、2項事業費1目前島航路運航費は2,082万5,000円の計上で、職員人件費及び賃金が主なものでございます。

156ページ、2目情島航路運航費も2,049万1,000円の計上ですが、職員人件費及び賃金はその主なものでございます。

157ページ、3目浮島航路運航費は4,043万7,000円の計上で、職員人件費及び賃金はその主なものでございますが、現在、ふぐあいが発生しております、ひらい丸の発電機取替及び軸流ファンの新設工事費を新規に計上しております。

3航路合わせて、前年度比555万9,000円の増、8,175万3,000円の計上となっております。ひらい丸に関する経費が影響しているところでございます。

予備費は、昨年同様の20万円の計上でございます。

以上が、議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） きのう、国保税条例の審議が行われたかと思うんですが、2月22日に、県が山口県内の標準国保料率を発表いたしました。これを見ると、周防大島町が応能割のところでは8.9が8.45になると、それから応益分のうちで均等割が、今が2万7,400円が3万3,554円と少し高くなる。逆に平等割が2万5,800円が2万2,978円になる。これが県の標準税率ということですが、これは、いろんな、何と申しますか、町独自の財源による充当、繰り入れだとか、そういうものが入っていないので、実際とは違う場合がもちろんあるわけで、この標準税率を使って本町の税率と税額を決めるということになると思うんですが、それで間違いないのかどうか伺います。

それから、だとすると、それはどういう形で決めていくのか。昨日の条例のまま、それでもう決めるということになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 今回の国保会計の税率の変更はございません。きのうの条例改正の内容というのは、もともと医療費とかについては、国保の医療事業に関して、その歳出に見合った税額を決めます。

介護分と後期高齢支援分については、もともと県に納付金がありますから、それに応じて決めていきますよというもともとの条例を、県の単位化になったものですから、県が構えております特別会計に納付する額ですね、医療費も含めて、介護納付金それと後期高齢の支援分について、納付金に応じて税を決めていきますよという、そういう改正でございますので、税額を変えらるというのではなくて、それを基準にするものが、もともとは町が持っている会計で考慮するものであったものが、今回は県が主体になりますから、責任主体になりますから、県に納める納付金について税額を考慮しますよという、それだけの改正でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 県が出している国保運営方針がありますが、この運営方針に対して、周防大島町として何らかの意見の、具申と申しますか、意見を上げたのかどうか、上げていたらどういった意見を上げているのか伺います。

先日もらったのでは、パブコメについて50件、これは意見の件数は50件ですが、6人の個人と2団体の方から上げられているということで、おそらくこれとは別個に各市町から、そういう意見が上げられているものがあるんじゃないかと想像するんですが、周防大島町としては何らかの意見を上げたのかどうか伺います。

それからもう1点は、いわゆる法定外繰入を県の方針では基本的にはこれをなくしていくべき

だという方針になっているようです。今回の予算では、これを基金から出して、収支を合わせていくという方針に変わっているように見えるんですが、これはそういうことでいくのか、これでいけば、いわゆる法定外繰入という意味でなくなるというふうになるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんから、2点ほど御質問をいただきましたが、まず国保運営方針に対する町の意見ということでございますが、町においては、この運営方針、県単位化に向けて各担当ベースで行う調整会議と、また各市町の課長が出席をして、この運営方針等について検討する連携会議というのが設けられておまして、自治体については、そういうふうな連携会議の場で意見を申し上げて、運営方針になっておるものですから、私のところの、周防大島町としては意見は申し上げてはおりません。

それとあともう1つ、法定外繰入の関係ですかね、法定外繰入については、平成30年度以降については、市町の決算補填を目的とする一般会計からの法定繰入を行った場合については、山口県国民健康保険の運営方針、今、議員さんが御質問されている運営方針では、厚生労働省の区分に基づき、これらを赤字と捉えて、計画的に赤字の解消を取り組むというふうなことでおられます。

しかしながら、急激な保険料の上昇等を抑えるために、現在、単年度で考えるのではなくて、そういうふうなところで、今回については基金からの繰り入れを行っております。

ですから、厚生労働省の考えとすれば、新聞等でも、今の赤字補填の関係で、それを当面、国が容認するようなニュアンスの記事が出て、報道されておりますが、国の姿勢としては、将来に向かって赤字の削減、解消を図ることには変わりがないというふうなことでございまして、ただし、先ほど御説明させていただいたように、新制度への円滑な施行を図るために、被保険者の保険税負担に急激な負担が生じないように、赤字の削減なり解消について時間軸をおいて、ペース配分を考えて慎重に検討されるようにというふうなことでございまして、この制度上が、単年度、単年度でいく分ではないものですから、医療費についても増減がございますので、そのような形で、30年度については予算編成をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 30年度は基金から出すけれども、それはずっとそのまま同じやり方でいくわけではないというふうに理解していいんでしょうかね。

今、部長さんおっしゃったように、法定外繰入は厚労省も赤字とみなすということでいくようです。この法定外繰入を段階的に減らしていくということになると、どうしても税を上げていかなきゃ賄えんようになると、一方では収納率を上げることを県の運営方針も求めているわけで、税を上げる、収納率は高くなる、そうすると、どうしても税金の取り立てが激しくなるというの

は、これはもう本当に容易に想像がつくようになってしまうと思うんですが、そういう事態にはならないというふうに展望できるのかどうかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元健康増進課長。

○健康増進課長（中元 辰也君） 今、砂田さんの御質問なんですが、現在まだ基金が9月補正において9,000万円ぐらいございます。とりあえずは、今回、30年度においては、1,400万円ほど基金から補填目的で繰り入れます。

しかしながら、今後においては、その年ごとに医療費の増減がございます。それは当然、反映してきますので、例えば27年度においては、任意の繰入金金を1億とか、そういった積むようなことが起きておりますので、単年度で判断するのではなくて、複数年度で医療費の動向とかを推計して、複数年度で判断していくと。そうすると、当然、保険税にも影響してくるものと考えますけど、やはりそういったところは、町としてもさらなる公費の拡充とか、健康増進につながるような事業を推進して、町民の方の健康づくり、医療費がかからないような取り組みを行ってきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 浮島の海底送水の工事が行われているところですが、先般の大島大橋のところの広域水道の導水管が破損したということで、飲料水が、急遽、困るという、そういう事故が起きましたけれども、この浮島で、今、町独自の水源があって、広域水道の工事が行われててという時期に、やはりこの、先の導水管の事故を教訓にして、防災対策として浮島の水源を海底送水が完成したあとでも残して、緊急の場合の飲み水として使えるようにするというふうにすることも検討しているのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今の砂田議員さんの御質問に対してお答えいたします。

現在、海底送水管布設でございますが、それが完成したらどうするかということでございますが、先ほど議員さんおっしゃいました、大島大橋送水管断水以来、水道課の中でも非常に、これに対しては議論が行われました。活発な議論が行われました。

先般、行いましたワンテーマディスカッションにおいても、島民の方からもそういう声をいただいております。ただそれをやると、広域企業団からの送水管等、意味がなくなるといいますか、なくなりますので、（発言する者あり）意味がないことはないんですけど、そういうことは現在においては考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 浮島では考えないけれども、それはほかの方法で考えていくから、浮島では考えないという意味なのかどうか、そうじゃなくて、そういう防災対策としては、予備のものとしては考えないということで行くのか、まだそれは検討途上なのかもわかりませんが、この会計の中の浮島の工事という状態が、残す状態としては、やはり最もやりやすいといえますか、ちょうどある財源なんで、それを残して維持管理していくということであれば、いざというときの浮島の方々の飲み水に供給できるという、そういう状況があるにもかかわらず、それはそうしないで、いや、こっちの方法で考えるんだというようなものとして、それは浮島はそうじゃないということになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） お答えしたいと思います。

浮島に限らずなんですけど、今、浮島の御質問ですのでまず浮島でお答えしますと、浮島の中では、今、深井戸とか浅井戸を組み合わせると8本ぐらいの水源を確保して、それをつなぎ合わせてようやく水を確保しておる。ただ、夏場にはそれが枯渇するという状況でございます。

今、おっしゃられたお話は、先般の、町長との意見交換会ということをして浮島でやったときも、そういうお話が出ました。しかしながら、海底送水をもって行って、なおかつ今の水源を生かしておくということは、両方を、2つに経費をかけるということになるわけです。

そして、井戸を潰すわけじゃなくて、井戸はいつでもずっと残っておるんですけど、それから飲料水をとるような設備をずっと維持管理するということになりますと、ポンプも常時、維持管理しなければならない、なおかつ浄水装置または滅菌装置、これらを全てずっと動かし続けて、ずっと維持管理しなければならないということになりますと、要するに海底送水で経費がかかる、さらにまた今度は、今ある井戸または水源、そしてまた浄水、滅菌装置を全て維持管理をすると

ということになりますので、そういうことをはっきり言うてできないということになります。

しからば、じゃあ、もし海底送水が事故が起きたときはどうするんだということが、話が先般もありました、そういうときには、船舶で給水船を出すということを考えておるといふふうに答弁をいたしておきました。

これは、離島では当然いろいろそういうことが起こり得る可能性はあると思いますが、じゃあ、そういう船舶の給水船がきちんと確保できるのかということでございますが、今のところ、2社ぐらいそういうことがあるということも調べがついております。

また、大島のほうもそうなんです、本島のほうもそうなんです、本島のほうにもたくさん実は水源はあります。ですから、どの水源も汲めないことはないんですが、実は、旧4町のとくにやっておった簡易水道の水源は、全部、残っておるんですが、しかしながら、それがあから、それじゃあすぐそれが飲料水になるかという飲料水には実はならないんですね。雑用水で使うのであれば、ポンプを持っていけば汲めるんで、それはできると思うんですが、ですから、飲料水のための予備の装置を、全て生かしておくかということにはならないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。平成30年度周防大島町特別会計予算の質疑が終了しましたので、議案第

2号から議案第9号までの8議案を、昨日、配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第9号までの8議案を、昨日、配付いたしました議案付託表とおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第10、議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めております。

給水件数を1万1,000件、年間総配水量を220万2,000立方メートル、1日平均配水量を6,033立方メートルと予定し、主要な建設改良事業を、下水道工事に伴う水道管移設事業2,289万6,000円、施設更新事業258万2,000円としております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるもので、収入につきましては、第1款水道事業収益を8億5,564万4,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業収益3億9,640万3,000円、第2項営業外収益4億5,924万円、第3項特別利益を1,000円とし、支出につきましては、第1款水道事業費用8億4,260万2,000円とし、内訳といたしまして、第1項営業費用7億9,046万3,000円、第2項営業外費用5,183万9,000円、第3項予備費30万円としております。

2ページの第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては第1款資本的収入を2,531万円とし、内訳といたしまして、第1項企業債1,820万円、第2項負担金711万円とし、支出につきましては第1款資本的支出2億573万8,000円とし、内訳といたしまして、第1項建設改良費2,547万8,000円、第2項企業債償還金1億8,016万円、第3項予備費10万円としております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億8,042万8,000円は、消費税及び

地方消費税資本的収支調整額136万円、過年度分損益勘定留保資金4,754万円、当年度分損益勘定留保資金1億3,152万8,000円で補填するものでございます。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

内訳といたしまして、公共下水道工事に伴う水道管移設事業及び施設更新事業について、それぞれ限度額1,570万円、250万円としております。

第6条では、一時借入金の限度額を7,000万円と定め、3ページの第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、営業費用及び営業外費用の間の流用を定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費8,924万6,000円と定め、第9条は、他会計からの補助金として、水道事業健全財政運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3億9,945万3,000円と定めています。

第10条では、器具費や材料費等のたな卸資産購入限度額を1,236万2,000円としております。

附属資料といたしまして、5ページ以降に予算説明書などを添付しております。

以上が、議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算の補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算の質疑が終結しましたので、議案第10号を、昨日、配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号を、昨日、配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第11. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算の補足説明を申し上げます。

お手元の平成30年度周防大島町病院事業局予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めております。

病床数、定員につきましては、平成29年度予算からの変更はございません。病院の入院患者数は、3病院計8万7,965人です。

次に2ページをお願いします。

外来患者数は、計13万667人を見込み、介護老人保健施設の利用者数は、2老健合計で、入所4万5,625人、通所4,636人を見込んでおります。

次の3ページをお願いします。

大島看護専門学校の学生数は、1、2、3学年の計112人を見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、後ほど第4条の資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

4ページをお開き下さい。

第3条は、収益的収入及び支出について定めるもので、業務の予定量に基づきまして、収入を合計59億719万円。

5ページをお願いいたします。

支出を合計59億715万7,000円と見込んでおります。

また、医療の確保事業として、修学資金貸付や患者輸送車の運行、特殊診療科の確保のための資金として、4ページ冒頭に記載しておりますとおり、企業債1億3,300万円の借入れを予定しております。

次に6ページをお開き下さい。

第4条は、資本的収入及び支出について定めるもので、資本的収入を合計6億610万円、支出を7ページに記載しておりますように、合計9億9,730万4,000円と見込んでおります。

6ページ冒頭に記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する3億9,120万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,772万3,000円、損益勘定留保資金3億7,348万1,000円で補填するものとします。

収入につきましては、東和病院の企業債1億7,530万円、橘病院の企業債1,580万円、大島病院の企業債3,550万円、大島看護専門学校の企業債3,950万円は、改修工事及び医療機器整備のための、病院事業債及び過疎債借入れを見込み計上、また基金の取り崩しを3億

4,000万円計上しております。

支出につきまして、東和病院の建設改良費1億6,053万8,000円は、X線撮影装置ほか10品目の機器整備を、企業債償還金2億9,600万円は、平成30年度中の償還予定額を見込み計上しております。

橘病院の建設改良費1,502万9,000円は、ガスタンク更新工事等の改築工事と生体情報モニターほか3品目の機器整備を、企業債償還金の9,789万3,000円は、平成30年度中の償還予定額を見込んでおります。

大島病院の建設改良費2,324万5,000円は、インシデント報告システムほか8品目の機器整備を、企業債償還金2億4,073万3,000円は、平成30年度中の償還予定額を見込んで計上しております。

やすらぎ苑の建設改良費90万8,000円は解析付心電計の機器整備を、企業債償還金4,763万3,000円は、平成30年度中の償還予定額を見込んでおります。

7ページをお開きいただきまして、さざなみ苑につきましては、企業債償還金2,988万7,000円を平成30年度中の償還予定額と見込み計上しております。

大島看護専門学校の建設改良費3,954万5,000円は、空調更新工事等の改築工事と、食器消毒保管庫、マイクロバス1台の整備を、企業債償還金4,589万3,000円は、平成30年度中に償還する予定額を見込み計上しております。

第5条は、企業債について定めるもので、借入限度額を5億7,350万円と定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めております。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、8ページにまたがりませんが、給与費33億3,234万2,000円、交際費240万円を計上しております。

第8条は、他会計からの補助金について定めるもので、計10億8,138万円の繰り入れを予定しております。

第9条は、薬品や診療材料等のたな卸資産の購入限度額を定めております。

9ページをご覧いただきまして、業務の予定量に基づき10億7,254万1,000円を見込み定めております。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めるもので、取得する資産として、建物1品目、機械3品目、車両1品目を上げております。また、処分する資産として、機械2品目、車両1品目を上げております。

附属資料といたしまして、10ページ以降に、予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算の内容でございます。

どうか、よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終

わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算の質疑が終結しましたので、議案第11号を、昨日、配付いたしました議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号を、昨日、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

なお、討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時53分休憩

.....

午後3時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第12号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第21号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は3月7日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正予算では、1億303万7,000円の剰余金が出ており、これを基金に積み立てるとなっております。国保の会計の場合、レセプトと町予算などにあらわれるまでの間に、数カ月のタイムラグがあることは承知してはいますが、それを考慮するとしても、よほどのことがない限りこの傾向は変わらないと思われまして、何よりも、今時点で議会に提案されている予算書で議論すべきものとして反対討論を行います。

これまでも述べてきたとおり、保険基盤安定繰入金保険者支援分は、被保険者1人当たり5,000円の引き下げ効果があると、国の資料でも書かれているとおり、幾つかの自治体では、これを財源として国保税の引き下げを行ってきています。しかし、本町では、この制度ができた平成27年度以降、一度もそうした検討が行われることはなく、むしろ平成27年度には引き上げが行われています。

今回の補正でも、せつかくの制度が一度も使われないまま、1億円以上の剰余金を生じていることに異論を挟みます。唯一の救いは、基金に積み立てられるのであれば、今後はそれらも財源の一つとして、県下でも高くなっている国保税を引き下げる努力をすることを求めて、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号平成29年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、3月23日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時13分散会
